

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和5年9月

浜松市人事委員会



浜 人 第 6 4 号

令和 5 年 9 月 2 9 日

浜松市議会議長 戸 田 誠 様

浜 松 市 長 中 野 祐 介 様

浜松市人事委員会

委員長 村 越 啓 悦

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、あわせて、その改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

	(頁)
別紙第1 報告	1
1 勧告の対象職員	1
2 職員の給与の状況	2
3 民間事業所の従業員の給与等の状況	3
(1) 給与改定等の状況	4
(2) 給与等の状況	5
4 公民給与の比較方法	5
(1) 公民給与の比較方法の基本的考え方	5
5 民間事業所の従業員の給与との比較	6
(1) 月例給	6
(2) 特別給	6
6 職員の給与水準	7
7 物価及び生計費	7
8 市内経済界及び労働界との意見交換	7
9 人事院の報告及び勧告の概要	7
10 むすび	9
(1) 本年の給与改定	9
(2) 給与等に関する課題	10
(3) 職員の勤務条件等に関する諸課題	11
11 おわりに	22
別紙第2 勧告	25
参考資料	33

別紙第 1

報 告

人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、中立かつ公正な立場で、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること並びに給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することとなっている。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的とし、地方公務員法における情勢適応の原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とするものである。

本委員会は、本市職員の給与等の実態及び市内民間事業所の従業員の給与その他職員の給与決定に関する諸条件について調査・研究を行ってきた。

その結果の概要は、次のとおりである。

1 勧告の対象職員

第 1 表に示すとおり、本年 4 月 1 日現在における本市の適用給料表別職員数の総計は 8,793 人である。そのうち給与勧告の対象は、事務職員・技術職員や消防吏員、保健師などの行政職給料表適用職員のほか、医師・歯科医師の医療職給料表適用職員、小学校又は中学校に勤務する教員などの小学校中学校等教育職給料表適用職員、高等学校に勤務する教員などの高等学校等教育職給料表適用職員の 8,386 人である。

技能労務職員（自動車運転手、清掃業務員、用務員など）及び企業職員（上下水道部職員）については、地方公営企業等の労働関係に関する法律等の定めにより労働協約を締結する権利を有していることなどから勧告の対象外となっている。

第1表 適用給料表別職員数

適用給料表	職員数	
行政職給料表	4,750人	勧告の 対象
うち事務職員・技術職員	(2,870人)	
医療職給料表	9人	
小学校中学校等教育職給料表	3,552人	
高等学校等教育職給料表	75人	
小 計	8,386人	
技能労務職給料表	166人	勧告の 対象外
企業職給料表(1)及び(2)	241人	
総 計	8,793人	

(注) 定年前再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員等を除く。

2 職員の給与の状況

本委員会は、本年4月1日現在の給与の実態を把握するため、「令和5年浜松市職員給与等実態調査」を実施した。当該調査は、第1表の勧告の対象職員数8,386人から公益法人等への派遣、休職、育児休業等の職員880人を除外した7,506人を対象としている。

このうち、月例給において、民間事業所の従業員の給与との比較の対象となる事務職員・技術職員2,564人（事務職員・技術職員2,870人から公益法人等への派遣、休職、育児休業等の職員227人及び令和5年4月採用の新規学卒者79人を除いた人数）の平均給与月額、第2表に示すとおり、平均年齢43.3歳で、給料335,430円、扶養手当9,342円、住居手当4,677円、その他21,483円の合計370,932円であり、令和4年の合計371,402円と比べて470円の減少（△0.13%）となっている。

第2表 職員の平均給与月額の様況

	行政職給料表適用職員		事務職員・技術職員※1	
	令和5年	令和4年	令和5年	令和4年
給 料	324,970 円	324,119 円	335,430 円	335,407 円
扶養手当	9,541 円	9,704 円	9,342 円	9,650 円
住居手当	4,739 円	4,749 円	4,677 円	4,603 円
その他※2	18,164 円	18,308 円	21,483 円	21,742 円
合 計	357,414 円	356,880 円	370,932 円	371,402 円
(年 齢)	(41.7 歳)	(41.6 歳)	(43.3 歳)	(43.3 歳)

(注) 1 公益法人等への派遣、休職、育児休業等の職員を除く。

2 「事務職員・技術職員※1」は、新規学卒者を除いた公民比較の対象である。

3 「その他※2」は、地域手当、管理職手当、単身赴任手当等である。

[参考資料第1表 (36・37頁)]

3 民間事業所の従業員給与等の様況

本委員会は、本市職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与との精密な比較を行うため、人事院、都道府県人事委員会、政令指定都市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である383の市内民間事業所を母集団として、人事院において無作為抽出された115事業所を対象に「令和5年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、本市の行政職(事務職員・技術職員)と類似すると認められる事務・技術関係職種4,877人及び医療・教育関係等職種311人の合計5,188人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与額等の調査を実施するとともに、各民間事業所における給与改定等の様況を調査している。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の様況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査している。その給与等の調査の結果は、次のとおりである。

(1) 給与改定等の状況

ア 初任給改定の状況

新規大学卒業者の採用を行った民間事業所の割合は 56.0%であり、そのうち、初任給を増額した割合は 58.5%となっている。また、新規高等学校卒業者の採用を行った民間事業所の割合は 48.4%であり、そのうち、初任給を増額した割合は 62.1%となっている。

[参考資料第 13 表 (76 頁)]

イ 給与改定の状況

第 3 表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した民間事業所の割合は 54.1%、ベースアップを中止した民間事業所の割合は 5.0%、ベースダウンを実施した民間事業所の割合は 2.0%、ベース改定の慣行がない民間事業所の割合は 38.9%となっている。

また、第 4 表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した民間事業所の割合は 93.6%となっている。

第 3 表 民間事業所における給与改定の状況 (単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係員	54.1	5.0	2.0	38.9
課長級	44.9	11.1	1.1	42.9

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の民間事業所を除いて集計した。

第 4 表 民間事業所における定期昇給の実施状況 (単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期 昇給 実施	定期昇給実施			定期 昇給 中止	定期昇給 制度なし
			増額	減額	変化 なし		
係員	93.6	93.6	46.2	2.4	45.0	0.0	6.4
課長級	80.9	78.6	37.1	2.4	39.1	2.3	19.1

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない民間事業所を除いて集計した。

(2) 給与等の状況

ア 初任給

市内民間事業所における新規学卒者（事務・技術関係職種）の本年4月の初任給月額、大学卒で209,550円、短大卒で185,439円、高校卒で172,761円である。〔参考資料第11表（65頁）〕

イ 職種別給与

市内民間事業所における事務・技術関係職種の本年4月の平均給与額は、参考資料第12表（企業規模計は66・67頁、企業規模500人以上は68・69頁、企業規模100人以上500人未満は70・71頁、企業規模50人以上100人未満は72・73頁）のとおりである。

4 公民給与の比較方法

(1) 公民給与の比較方法の基本的考え方

ア 月例給

公民給与（本市職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与）のうち月例給は、本市職員においては事務職員及び技術職員について、市内民間事業所においては本市職員の事務職員及び技術職員と類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層を同じくする者同士を対比させ、ラスパイレス方式により精密な比較を行うこととしている。〔参考資料3 公民比較関係資料（80頁から82頁）〕

このラスパイレス方式は、人事院が昭和34年に導入し、国家公務員の給与決定方法として定着しているものであり、都道府県や政令指定都市などの人事委員会においても同様の比較方法を取り入れているところである。

イ 特別給

公民給与のうち特別給は、市内民間事業所における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを本市職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数と比較することとしている。

5 民間事業所の従業員の給与との比較

(1) 月例給

前記4(1)アの公民給与の比較方法に従って比較を行った結果、第5表に示すとおり、本市職員の給与が市内民間事業所の従業員の給与を2,949円(0.80%)下回っている。

第5表 公民給与の較差

民間給与 ①	職員給与 ②	較差 ①-②
373,881円	370,932円	2,949円(0.80%)

(注)「民間給与①」欄の給与額は、ラスパイレス方式により算出

(2) 特別給

前記4(1)イの公民給与の比較方法に従って比較を行った結果、市内民間事業所で支払われた特別給は、第6表に示すとおり、年間で所定内給与月額4.51月分に相当し、本市職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数(4.40月)が、市内民間事業所の特別給の支給割合を0.11月分下回っている。

第6表 市内民間事業所における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期(A1)	330,681円
	上半期(A2)	332,653円
特別給の支給額	下半期(B1)	726,652円
	上半期(B2)	769,681円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.20月分
	上半期(B2/A2)	2.31月分
	年間	4.51月分

(注)「下半期」とは令和4年8月から令和5年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

6 職員の給与水準

国の行政職俸給表（一）の適用職員とこれに相当する本市職員について、令和4年4月の給料月額を学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により比較すると、本市職員の指数は、100.1である。（令和4年地方公務員給与実態調査（令和4年12月総務省公表））

7 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、令和4年に比べ、全国では3.5%増加し、浜松市では3.8%増加している。

また、同局の家計調査における本年4月の2人以上の世帯の消費支出は、浜松市では295,753円（平均世帯人員3.13人、世帯主の平均年齢59.2歳）となっている。 [参考資料第19表（84・85頁）]

8 市内経済界及び労働界との意見交換

本委員会は、本年6月、市内経済界及び労働界の方々から、地域の経済・雇用情勢等を伺うとともに、人事、給与制度などに関する意見交換を行った。

9 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与等について報告し、あわせて、給与の改定等について勧告を行った。

それらの概要は第7表のとおりである。

令和5年 人事院勧告・報告の概要

令和5年8月7日



公務員人事管理に関する報告

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り世界最高水準の行政サービスを提供し活力ある社会を築くため、行政は経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

01

公務組織を支える
多様で有為な人材の確保の
ための一体的な取組

- ✓ 民間人材の積極的誘致
(経験者採用・官民人事交流の促進、
オンボーディング研修の拡充)
- ✓ 採用試験の実施方法の見直し
- ✓ 採用時給与水準の改善や
役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

02

職員個々の成長を通じた
組織パフォーマンスの
向上施策

- ✓ 若手職員対象のキャリア支援研修等
の拡充
- ✓ 兼業の在り方の検討
- ✓ デジタルを活用した人事管理推進
- ✓ 役割・活躍に応じた処遇や人事配置の
円滑化に資する給与上の取組

03

多様なワークスタイル・ライフ
スタイル実現とWell-beingの
土台となる環境整備

- ✓ フレックスタイム制等の見直し、勤務間
のインターバル確保、テレワークガイド
ライン策定
- ✓ テレワーク関連手当の新設等
- ✓ 超過勤務の縮減、公務版の「健康経営」
の推進等、ゼロ・ハラスメントへの取組

異なるバックグラウンド、キャリア意識、人生設計を持つ
職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される公務を目指す

給与に関する勧告・報告 ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

初任給を引上げ(高卒:約8%[12,000円] 大卒:約6%[11,000円])、ボーナスを0.10月分引上げ、在宅勤務等手当を新設
【官民較差】3,869円[0.96%]→いわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約2.7%、年収で約3.3%の給与改善

- ✓ **月例給** 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表を引上げ改定
【平均改定率】1級[係員] 5.2%、2級[主任等] 2.8% 等 【勧告後の本府省大卒初任給】総合職 249,640円、一般職 242,640円
- ✓ **ボーナス** 年間 4.40 月分 → 4.50 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに 0.05月分引上げ
- ✓ **手当新設** テレワーク中心の働き方をとする職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設
【月額:3,000円】
- ※ 月例給は本年4月分の民間給与、ボーナスは直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して、官民比較を実施
- ※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり
官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

勤務時間に関する勧告

フレックスタイム制を活用した「勤務時間を割り振らない日」の対象職員の拡大

- ✓ フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日(ゼロ割振り日)を設定可能に
- ✓ 現在、育児介護等職員に認められている措置を、一般の職員に拡大するもの
- ✓ 令和7年4月1日施行

10 むすび

本市職員の給与等をめぐる諸事情は、以上報告したとおりである。

本委員会としては、本市職員の給与決定に係る基礎的諸条件を総合的に考慮し検討した結果、次のとおり、給与の改定について所要の措置を講ずるとともに、本市職員の勤務条件等に関する諸課題について、次のように対応する必要があると判断した。

(1) 本年の給与改定

ア 月例給

本年は、前述したとおり、本市職員の給与が市内民間事業所の従業員の給与を2,949円(0.80%)下回っている状況である。

本委員会では、本市職員の給与水準と市内民間事業所の従業員の給与水準との均衡を図るという人事委員会の勧告制度の趣旨を踏まえ、次のとおり給料表の改定を行うことが適当であると考えている。

(7) 給料表

行政職給料表の改定については、民間における初任給の動向、本年の人事院勧告における俸給表の改定、本市においても人材確保が喫緊の課題であることを考慮し、高校卒に係る初任給を12,000円、大学卒に係る初任給を11,000円程度それぞれ引き上げ、若年層が在職する号給に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定を行うことが適当である。この結果、1級、2級及び3級の平均改定率はそれぞれ5.4%、3.1%及び0.8%となり、4級以上の平均改定率はいずれも0.3%となる。なお、民間との給与比較を行っている各種手当(通勤手当を除く)を含めた本市職員の月例給は、平均0.8%の引上げとなる。

また、医療職給料表及び小学校中学校等教育職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定を行うことが適当である。

なお、高等学校等教育職給料表については、静岡県の高等学校等教育職給料表との均衡を図ることが必要である。

(イ) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表の改定状況を勘案し、所要の改定を行うことが適当である。

イ 特別給（期末手当・勤勉手当）

本年は、前述したとおり、本市職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数（4.40月）が、市内民間事業所の特別給の支給割合（4.51月）を0.11月分下回っている状況である。

特別給（期末手当・勤勉手当）の改定については、従来0.05月単位で改定を行うこととしていることから、昨年8月から本年7月までの1年間に於ける市内民間事業所の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月分とすることが適当である。

支給月数の引上げ分は、本年度については、12月期の期末手当・勤勉手当に均等に配分し、令和6年度以降については、期末手当・勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期と12月期で均等になるよう配分することが適当である。

(2) 給与等に関する課題

ア 会計年度任用職員制度

本年5月8日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が、来年度から施行されることにより、パートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となる。

任命権者においては、制度の適正な運用を図るため、会計年度任用職員の報酬、期末手当等が、常勤職員の給与との均衡を考慮したものとなるよう措置を講じていくとともに、その他の勤務条件の確保等についても適切に対応していくことが必要である。

イ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

人事院は、本年の公務員人事管理に関する報告で、多様で有為な人材の確保を始めとする現下の人事管理上の重点課題に対応するため、具体的な検討項目となる骨格（人材確保を支える処遇の実現、職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現、職員の選択を後押しする給与制度上の措置）を示した。そして、令和6年に向けて、それらに係る措置を講じられるよう、関係者と意見交換を行いつつ、一体的に検討作業を進めることを表明している。

本市においても、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に係る措置を適切に講じられるよう、国や他の地方公共団体の動向を注視しつつ、調査・研究を進めていくことが必要である。

(3) 職員の勤務条件等に関する諸課題

ア 人材の確保及び育成

(7) 人材の確保

国や他の地方公共団体、民間との人材獲得競争の下、優秀な人材を確保することは、本市にとって重要課題の一つである。特に技術職や免許資格職は採用困難な状況が続いており、有為な人材を安定的に確保するためには、任命権者と連携し、積極的な採用広報活動や採用試験の実施方法の見直しを行うなど、受験者の増加に向けた的確な措置を講じていくことが必要である。

a 就業体験や職場見学の機会提供

本市では、就職活動開始前の学生が職業理解をより一層深め、多くの仕事の中から浜松市役所を目指す動機付けとなるよう、様々な取組を行っている。

その取組の一つであるインターンシップは、学生が就業体験を通して仕事に対するイメージを具体化させることに有効な手段であり、多くの学生が就職先を決めた理由として挙げていることから、本市では、

学生が参加しやすい夏季と冬季の休暇時期に合わせてインターンシップを実施している。また、インターンシップに参加できなかった学生に対しても、本市の業務について理解を深めてもらうため、市役所内の職場見学やオンライン形式による座談会を開催している。

さらに、本市では、新型コロナウイルス感染症の影響で近年開催を中止していた「1 day仕事見学バスツアー」を本年度から再開した。このバスツアーは、技術職（土木・建築・電気・機械・化学）と免許職（薬剤師・獣医師）を対象にして、学生がそれらの職種の職場や工事現場等を見学することで、仕事のやりがいや魅力に触れられる貴重な機会となるように実施しているものである。今後も、技術職や免許資格職を始め市役所の職への関心を高めてもらうため、インターンシップや職場見学等について、関係各課の理解と協力を得ながら学生の受入れ方法を検討し、効果的に実施していくことが必要である。

b 採用広報活動の積極的な取組

民間企業における採用活動が早期化する中、多様で有為な人材の確保に向けて、本委員会では、学生に対して本市の魅力や市役所の職務内容等をより早い段階で認識してもらうための採用広報活動に積極的に取り組んでいる。

特に採用困難となっている職種の技術者や免許資格者を輩出する大学等で開催される学内セミナーへの積極的な出展を進めるとともに、民間企業主催の技術系学生を対象とする仕事研究セミナー等についても早期の出展に努めている。

また、就職活動開始前の大学生・大学院生だけでなく、高校生や中学生に対しても、技術職や免許資格職を含め、将来の職業として浜松市職員を始めとする公務員という選択肢を意識してもらうために、パンフレットの配布やフィールドスタディ（現地学習）の受入れを通して、情報発信に取り組んでいる。

本委員会としては、引き続き就職活動開始前の学生への早期の情報

発信に取り組むことに加え、一般化したオンライン形式での情報発信も進めることで、効果的な採用広報活動を展開していく。

c 採用試験の方法

近年、全国的に公務員の受験者数や競争率が低下傾向になっており、本委員会では、本市を志望する学生が受験しやすくなる取組を実施し、受験者数と採用者数の確保に努めている。

本年度から、大学・大学院卒、短大・高校卒を対象とした採用試験の第一次試験における教養試験について、出題分野を縮小し、また一部の職種においては実施を取り止めることとした。さらに、民間企業等経験者を対象とした採用試験の第一次試験においては、筆記試験の科目を減らすことで、より受験しやすい環境を整えたところである。

また、民間企業における採用活動の早期化に対応するため、採用試験について、昨年度に引き続き、教養試験の代わりに適性検査で受験可能な土木B・建築Bの第一次試験を4月に、幼稚園教諭・保育士の第一次試験を6月に実施した。

本委員会としては、今後も、各試験区分の状況や課題に対応した実施方法の見直しを検討し、多様で有為な人材確保につながる採用試験の方法について、調査・研究を進めていく。

なお、獣医師については、全国の地方公共団体で特に採用困難な状況が続いている。そのため、本市では、県内の地方公共団体の動向等を注視し、採用試験の見直しや給与面の改善など、その確保に向けた取組を進めていく必要がある。

(4) 人材の育成

多様化する行政ニーズや、前例のない災害の発生などに的確かつ迅速に対応し、安定した行政サービスを提供していくためには、人材育成の推進により、職員が高い意欲を持ち、能力を最大限発揮することで、組織全体の力を向上させていく必要がある。

本市では、職員の人材育成について、目指すべき職員像や育成施策

等を盛り込んだ「浜松市職員人材育成基本方針」により、OJT（日常業務の中で行われる職場研修）とOff-JT（職場外研修）の両面から推進しているところである。また、本年3月、OJTに必要な姿勢や行動、ポイントなどをまとめた「OJT実践ハンドブック」を、より効果的に実践できるように改訂して、その取組の強化を図ったところである。

任命権者においては、「OJT実践ハンドブック」等を通じて、各職場における育成体制の充実を図ることに加え、効果的なOff-JTを実施することにより、職員の専門的知識の取得や実践能力の向上につながる能力開発を図っていくことが必要である。また、社会情勢の変化による人材確保への影響や行政に求められる能力の変化等を踏まえて、地方公共団体が職員を育成する上で参考にする「人材育成基本方針策定指針」の見直しを国が進めていることから、国や他の地方公共団体における動向を注視し、必要な措置を講じていくことが必要である。

管理監督者においては、職場での人材育成の重要性を改めて認識し、人事評価における面談等の機会を通じて、期待する役割や成長のための目標を伝えるとともに、職員一人ひとりが自身の役割と必要な能力を自覚し、自ら成長し続けることができる職場環境を整備することが必要である。

職員においては、「浜松市職員人材育成基本方針」で掲げている目指すべき職員像や期待される役割を理解し、職場での経験や研修等を通じて主体的な能力開発に努め、業務をより良いものに変革しようとする姿勢を持って、自らを成長させていくことが必要である。

(ウ) 多様な人材の活躍推進

社会情勢が変化する中で、質の高い行政サービスを安定的に提供し続けるためには、性別、障がいの有無、ジェンダーアイデンティティなどの一人ひとりの様々な事情に配慮し、多様な人材が活躍できる環

境づくりが重要である。本市では、「はままつ女性職員活躍応援プラン」や「浜松市障がい者活躍推進計画」などを策定し、その環境づくりに取り組んでいるところである。

多様な人材が活躍できる環境づくりには、職員一人ひとりが、多様性についての正しい知識を持ち、お互いに理解を深めていくことが求められている。そのため、任命権者においては、職員の意識啓発等の取組を推進していくことが必要である。また、障害者雇用率の段階的な引上げに向けて、障がいのある職員が、職場において能力を十分に発揮できるよう、職場環境や支援体制の整備に取り組んでいくことが必要である。

(I) 能力・実績に基づく適切な人事管理

人事評価制度を通じて、個々の能力・実績を的確に把握し、それらを考慮した適切な人事管理を行うことは、職員の仕事に対する意欲を高め、組織の活力や公務能率の向上に資するものである。

今後、前述した社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に係る取組を進めていく場合には、その前提として、人事評価制度の適切な運用がこれまで以上に重要となる。

任命権者においては、引き続き管理監督者の評価能力・育成能力の向上を図るための研修の実施や、職員の人事評価制度への理解を促進するための周知を行うとともに、国や民間企業における人事管理の動向を注視し、本市の人事評価制度とその運用が、より一層能力・実績に基づく適切な人事管理に資するものとなるよう検討を進めていくことが必要である。

管理監督者においては、面談等を通じて、職員のやりがいや成長を引き出すなど、職場の中で育成的な働きかけを実践していくことが必要である。また、人事評価を適切に機能させていくためには、評価者と被評価者との間で適切なコミュニケーションが図られることが不可欠になるため、更なる信頼関係の構築に努められたい。

イ 良好な勤務環境の整備

(7) 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の心身の健康保持や公務能率の向上のほか、職員のワーク・ライフ・バランスを推進する観点からも重要な取組である。

本市では、長時間労働を是正するため、業務量が多い部署への人員配置や全庁的な応援体制の構築、各職場における業務の効率化やデジタル化、民間活力の導入など、組織を挙げて様々な面から取組を実施している。しかし、依然として時間外勤務が多い部署が見受けられ、その中でも自然災害への対応等の業務に従事する部署において長時間労働を行う職員が多い状況になっている。

任命権者においては、引き続き職場の業務量に応じた応援体制の拡充や弾力的な人員配置等の横断的な対応を継続していくことが必要である。また、時間外勤務時間の上限を超えて職員に時間外勤務等を命じた場合は、その要因の整理、分析及び検証を確実に実施し、その結果を基にして対策を講じることが必要である。

管理監督者においては、業務量を適切に把握し、業務の平準化を図るとともに、DX（先端技術やデータを活用して、組織や仕組み等を抜本的に変革すること。）の推進等により業務の効率化を検討していくことが必要である。また、職員が自然災害への対応や業務応援等を行う場合は、臨機応変に業務配分や職務の遂行方法を見直すほか、時差出勤の活用やサテライトオフィスの使用による移動時間の短縮を図るなど、職員の負担軽減に配慮し、時間外勤務の縮減に努められたい。

なお、賃金不払い残業はあってはならないものであることから、管理監督者においては、職員の勤務時間の適切な管理を徹底し、勤務命令のない時間外勤務や仕事の持ち帰りなどを発生させることがないよう注意を払うことが必要である。職員においては、時間外勤務の事前申請など基本的なルールを遵守するとともに、職務遂行にあたり勤務時間に係るコストの意識を高め、公務能率の向上に努められたい。任命権者においては、引き

続きあらゆる機会を通じて、賃金不払い残業の防止に向けた指導の実施や周知の徹底を図っていくことが必要である。

(イ) 教職員の多忙な勤務の解消

教職員による長時間労働の慢性化が社会問題化する中、本市教育委員会では、教職員が心身ともに健康的に教育活動に従事できる環境づくりに向けて、平成30年3月に「学校における働き方改革のための業務改善方針」（以下「業務改善方針」という。）を策定（令和2年3月改訂）し、時間外在校等時間の削減、心身の健康の維持等について数値目標を定め、勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進、学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化等に係る取組を推進しているところである。

本委員会では、学校現場における教職員の勤務の状況等を把握するため、昨年度、市内の小学校2校、中学校1校に対して労働基準法及び労働安全衛生法に基づく事業場調査を実施するとともに、本年度、本市教育委員会に対して時間外在校等時間の実績等の確認を行った。それらの結果などから、昨年度、学校現場において新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により不測の事態が常態化した中でも、時間外在校等時間の実績等が減少するなど、業務改善の取組による効果を確認したところであるが、依然として一定数の教育職員が長時間勤務を行っている状況も確認したところである。

本市教育委員会においては、引き続き教職員の勤務実態を客観的に把握した上で、教育職員が時間外在校等時間の上限を超えて業務を行った場合は、教育委員会規則の規定に基づき、その要因の分析等を行い、時間外在校等時間の長時間化を防ぐための有効な措置を講じるとともに、長時間勤務者に対する産業医による面接指導などの健康確保措置についても適切に実施していくことが必要である。また、業務改善方針が令和6年度で期間満了になることから、これまでの業務改善の取組による結果等を踏まえ、教職員の負担をより一層軽減するため

に実効性のある取組を検討していくことが必要である。

本市教育委員会及び管理監督者においては、働き方や健康管理についての意識改革を推進するとともに、保護者や地域住民など学校に関わる全ての関係者から理解と協力を得ながら、教職員の多忙な勤務の解消につながる業務改善の取組を着実に進めていくことが必要である。

(ウ) 柔軟で多様な働き方の検討

柔軟で多様な働き方を選択できる職場環境を整備することは、ワーク・ライフ・バランスを実現し、職員の仕事に対する意欲の向上や能力発揮、健康確保につながるだけでなく、自然災害の発生等により職員の勤務環境に制約が生じた場合における行政機能の維持にも有効な取組である。

人事院は、本年の公務員人事管理に関する報告の「柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等」で、フレックスタイム制の見直し、勤務間インターバルの確保、夏季休暇の使用可能期間見直し等の実現を図ることを表明している。

任命権者においては、新型コロナウイルス感染症への対応を契機に実施してきた在宅勤務やサテライトオフィス勤務などのテレワーク、時差出勤等の効果と課題の整理を進め、より柔軟で多様な働き方を選択できる職場環境を整備していくことが必要である。また、人事院が表明した制度改革について、国や他の地方公共団体の動向を注視し、市民サービスへの影響等の本市の実情を考慮した上で、適切に措置を講じていくことが必要である。

管理監督者においては、市民サービスへの影響に留意しながら、職員の柔軟で多様な働き方の利用に対する意識改革に取り組むとともに、あわせて、利用促進につながるデジタル技術の活用や業務の見直し等により、職場環境の整備に努められたい。

(エ) ハラスメント防止対策

ハラスメントは、個人の尊厳や人格を不当に傷つける許されない行

為であり、職員がその能力を発揮することを妨げ、メンタルヘルス不調を引き起こす要因となるだけでなく、職場環境を悪化させ、円滑な公務運営にも支障を来す要因となるものである。

任命権者においては、引き続き研修等を通じて職員のハラスメントに対する意識啓発や相談体制の周知等を行い、ハラスメントの発生を防止していくことが必要である。また、近年、社会全体で関心が高まっている組織外からのハラスメントについても、組織が一体となって適切に対応していくことが必要である。

管理監督者においては、職員とのコミュニケーションを密にして、良好な職場環境づくりを推進するとともに、職場内におけるハラスメントの兆候を見逃さないようにすることが必要である。

職員においては、ハラスメントについての理解を深め、誰もがハラスメントの被害者にも加害者にもなり得ることを認識し、職場の一員として良好な職場環境づくりに寄与することが必要である。

(オ) 仕事と生活の両立支援

職員が妊娠や出産、子育て、家族の介護などに安心して向き合う時間を確保できるようにする仕事と生活の両立支援の取組は、職員の公務能率・職務意欲の向上、キャリア形成の観点からも重要である。

本年6月、政府が閣議決定した「こども未来戦略方針」において、令和7年における地方公務員（一般職・一般行政部門常勤）の男性職員の育児休業取得率の政府目標が、従来の30%から85%に大幅に引き上げられることになった。

任命権者においては、令和6年度に期限を迎える現行の特定事業主行動計画について、国の動向を踏まえて必要な見直しを行うなどの措置を講じるとともに、引き続き両立支援制度の整備・周知等に取り組んでいくことが必要である。

管理監督者においては、面談などを通じて、職員の個々の事情を把握し、両立支援制度を周知することや、弾力的な仕事の割振り、業務

遂行方法の見直しなどを行うことにより、職員が両立支援制度を利用しやすい職場環境の醸成を図ることが必要である。

職員においては、効率的な職務遂行を心掛けるとともに、自ら仕事と生活の両立をマネジメントしていく大切さを自覚することが必要である。

(カ) 心と体の健康づくりの推進

職員の心身の健康づくりは、組織の活力を維持・向上させ、質の高い行政サービスを効率的かつ的確に提供する観点から極めて重要である。また、近年、健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することの重要性が高まっていることから、本市においても高齢層職員が増加していくことや多様な事情を有する職員がいることなどを考慮した上で、職員の健康管理について積極的に取り組むことが一層求められている。

本市では、職員の心身の健康の保持増進に向けて、定期健康診断やストレスチェックの適切な実施と結果のフォローアップ、健康意識向上のための研修やセミナーの開催、相談体制の整備、職場復帰支援等、様々な取組を行っているところであるが、業務の多様化・高度化などを背景に、近年、心の不調により休職する職員が、長期病休者全体の約7割を占めていることから、心の不調への対応が課題となっている。

任命権者においては、上記の健康づくりの取組に加え、引き続きストレスチェックの結果を踏まえた高ストレス者への面接勧奨や職場環境の改善等のメンタルヘルス不調を防止するための取組の実施、時間外・休日勤務が月80時間を超える職員に対する産業医による面接指導（以下「面接指導」という。）等の必要な措置を確実に実施していくことが必要である。

管理監督者においては、職員の健康づくりが職場マネジメントの重要な柱であることを認識し、心身の不調の予防・早期発見に努めるなど職員の健康管理に取り組み、職場内に面接指導の対象者がいる場合

は、その職員が適切に面接指導を受けられるよう業務上の配慮を行っていくことが必要である。

職員においては、定期健康診断やストレスチェックの結果等を活用するなどして、自身の健康状態の把握に努め、生活改善やストレスコントロールなどのセルフケアに積極的に取り組むことが必要である。

ウ 高齢層職員が能力を発揮できる職場環境の整備

若年労働力人口の減少が続く中で、多様化、高度化する行政ニーズに対応していくためには、高齢層職員が高い意欲を持って、これまで培ってきた経験や技術、能力を生かしながら活躍できる職場環境の整備が急務となっている。

任命権者においては、本年4月から導入された定年引上げに係る制度を円滑に運用するため、60歳以降も働く職員に対する任用、給与等に係る情報提供や60歳以後の勤務に関する意思確認について、引き続き適切な時期に実施していくことが必要である。また、高齢層職員が幅広い職務において活躍できるよう加齢に伴う身体機能の低下等も配慮した上で、能力を発揮できる職場環境の整備に取り組んでいくことが必要である。

エ 公務員倫理

職員による不祥事は、市民からの信頼を損ない、市民協働を基本理念に掲げる本市の円滑な行政運営にとって大きな妨げになるものであり、あってはならないことである。

本委員会では、これまでも公務員倫理の保持について繰り返し言及し、任命権者においても、職員による不祥事を未然に防止するため、倫理研修や綱紀粛正の徹底等、様々な取組を実施してきたところであるが、昨年度の本委員会による報告以降、本市では、一部の職員による非違行為が生じ、懲戒免職処分に至る事案まで発生したことは憂慮すべき事態である。

職員においては、一人ひとりが全体の奉仕者であることを常に自覚し、法令や服務規律を遵守するとともに、本市職員としての誇りと使命感、倫理感を持って、職場のみならず職場を離れても自らの行動を厳しく律していかなければならない。

管理監督者においては、職員に対して自らの行動で模範を示すとともに、不断の意識啓発に取り組む必要がある。また、職場内でのコミュニケーションを積極的に図り、相談しやすい風通しの良い職場風土を醸成していくことが必要である。

任命権者においては、引き続き倫理研修の計画的・定期的な実施や、全職員を対象とした「コンプライアンスセルフチェックシート」による自己点検など、あらゆる機会を通じて職員の倫理意識の高揚に努め、職員の非違行為に対して厳正に対処することにより、服務規律の確保を図っていくことが必要である。

1.1 おわりに

市民の安全・安心の確保と行政サービスの安定的な提供のため、日々職務に精励している本市職員に対して敬意を表する。

地域の経済情勢については、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた経済活動が回復に向かう中で、総じて見ると改善している状況であると言えるが、個々の業種や企業によっては厳しい状況が続いているところも見受けられる。また、今後の見通しについては、ウクライナ情勢の長期化、海外景気の下振れ、原油・原材料価格等の上昇、金融資本市場の変動などの不安材料を抱える中で、引き続き予断を許さない状況である。

そのような中、本年の人事委員会勧告においては、本市職員の月例給及び特別給（期末手当・勤勉手当）について、公民の給与比較を行った結果、市内民間事業所における給与水準を下回っていたことから、本市職員の月例給及び特別給（期末手当・勤勉手当）を引き上げる内容の勧告を行うこととした。

職員においては、月例給及び特別給の引上げ改定の主な要因とした市内民間

事業所における給与が、企業業績にかかわらず人手不足や歴史的な物価高に対応するために引き上げられた結果であることや、厳しい経営環境が続く中でも、コストの削減や技術革新など今後の持続的発展に向けた懸命な努力によって確保されたものであることを真摯に受け止め、深く理解しなければならない。また、急激な社会経済環境の変化に対応し、活力ある地域社会を維持していくために、令和6年1月の行政区の再編やデジタル・スマートシティの推進など、市職員が果たす役割がますます高まることを認識するとともに、引き続き職員各自が全体の奉仕者として高い使命感と倫理感を堅持し、公務の公正かつ能率的な運営に尽力されることを切に希望する。

任命権者においては、職員一人ひとりが職務に対する強い意欲と熱意を持ち続け、安心して職務に精励し、その能力を最大限に発揮することのできる良好な職場環境づくりに努められたい。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な処遇を確保することを目的にしているものであり、地域の民間事業所の水準に準拠して給与等を決定していく方法は、長期的視点において、職員の給与水準を市民の理解と支持を得て保障し、人材の確保、労使関係の安定、公務の公正かつ効率的な運営の確保に寄与するものである。

議会、市長におかれては、人事委員会による勧告制度の意義、役割について理解を示され、この報告及び勧告に基づいて適切に対応していただきたい。

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

1 公民給与の較差に基づく給与の改定

(1) 給料表

行政職給料表、医療職給料表、小学校中学校等教育職給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 期末手当・勤勉手当

ア 令和5年12月期に支給される期末手当の支給割合を1.25月分とし、勤勉手当の支給割合を1.05月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当の支給割合を0.7月分とし、勤勉手当の支給割合を0.5月分とすること。

イ 令和6年6月期以降に支給される期末手当の支給割合を1.225月分とし、勤勉手当の支給割合を1.025月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当の支給割合を0.6875月分とし、勤勉手当の支給割合を0.4875月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のアは令和5年12月1日から、1の(2)のイは令和6年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
短時間	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
勤務職	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
員以外	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
の職員	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		

61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300				
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600				
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800				
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000				
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600				
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800				
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
94		295,900	343,600	382,500					
95		296,200	344,100	382,900					
96		296,600	344,500	383,300					
97		296,800	344,700	383,600					
98		297,100	345,100	384,100					
99		297,500	345,500	384,500					
100		297,900	345,800	384,900					
101		298,100	346,100	385,200					
102		298,400	346,500						
103		298,800	346,900						
104		299,100	347,300						
105		299,300	347,800						
106		299,600	348,200						
107		300,000	348,600						
108		300,300	349,000						
109		300,500	349,500						
110		300,900	349,900						
111		301,300	350,200						
112		301,600	350,500						
113		301,800	351,000						
114		302,000							
115		302,300							
116		302,700							
117		302,900							
118		303,100							
119		303,400							
120		303,700							
121		304,100							
122		304,300							
123		304,600							
124		304,900							
125		305,200							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

医療職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
短時間	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
勤務職	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
員以外	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
の職員	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
	9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
	10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
	11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
	12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
	14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
	15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900
	16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800
	17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
	18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
	19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000
	20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
	21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
	22	335,000	403,900	453,300	517,700	
	23	338,400	405,500	455,600	519,500	
	24	341,700	407,100	457,800	521,300	
	25	345,000	408,800	459,800	522,900	
	26	347,500	411,000	462,100	524,700	
	27	350,000	413,100	464,300	526,500	
	28	352,300	415,100	466,600	528,300	
	29	354,400	417,200	468,700	529,900	
	30	356,100	419,300	470,900	531,700	
	31	357,800	420,900	473,200	533,500	
	32	359,600	422,600	475,300	535,300	
	33	361,500	424,500	477,100	536,900	
	34	363,700	426,000	479,200	538,700	
	35	365,800	427,800	481,300	540,400	
	36	367,800	429,600	483,300	542,100	
	37	369,700	431,500	485,400	543,700	
	38	371,900	433,500	487,100	545,300	
	39	374,000	435,300	488,900	546,700	
	40	376,000	437,200	490,700	548,300	
	41	378,000	439,000	492,300	549,800	
	42	378,700	440,700	494,100	551,200	
	43	379,300	442,400	495,900	552,600	
	44	380,000	444,200	497,500	553,900	
	45	380,900	446,000	498,900	555,100	
	46	382,200	447,800	500,600	556,100	
	47	383,500	449,500	502,400	557,100	
	48	384,800	451,200	504,100	558,100	
	49	385,600	452,800	505,600	559,100	
	50	386,400	454,500	506,900	560,000	
	51	387,200	456,200	508,200	560,900	

52	387,700	457,900	509,500	561,800	
53	388,500	459,800	510,500	562,600	
54	389,300	461,000	511,800	563,500	
55	390,000	462,200	513,100	564,400	
56	390,700	463,400	514,400	565,300	
57	391,400	464,400	515,400	566,200	
58	392,300	465,400	516,200	567,100	
59	393,000	466,300	517,000	568,000	
60	393,600	467,100	517,800	568,700	
61	394,100	467,900	518,700	569,600	
62	394,600	468,600	519,500	570,500	
63	395,000	469,300	520,400	571,400	
64	395,400	469,900	521,200	572,300	
65	395,700	470,600	522,100	573,200	
66		471,300	523,000		
67		471,900	523,700		
68		472,500	524,600		
69		472,800	525,500		
70		473,400	526,300		
71		474,100	527,200		
72		474,800	528,100		
73		475,200	528,900		
74		475,800	529,800		
75		476,500	530,700		
76		477,200	531,400		
77		477,600	532,200		
78		478,200	533,100		
79		478,800	534,000		
80		479,300	534,900		
81		479,900	535,700		
82		480,400	536,600		
83		480,900	537,500		
84		481,400	538,400		
85		481,800	539,200		
86		482,400	540,100		
87		482,800	541,000		
88		483,300	541,900		
89		483,800	542,700		
90		484,400			
91		485,000			
92		485,400			
93		485,900			
94		486,500			
95		487,100			
96		487,600			
97		488,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	297,300	339,700	394,300	467,400	567,400

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

小学校中学校等教育職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
短時間	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
勤務職	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
員以外	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
の職員	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	451,000
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	451,500
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	452,000
	41	244,000	273,300	354,100	376,300	452,500
	42	245,300	275,600	355,800	377,700	453,000
	43	246,500	277,800	357,400	379,100	453,500
	44	247,800	279,900	359,000	380,600	454,000
	45	249,100	282,000	360,700	382,000	454,500
	46	250,400	284,200	362,400	383,600	455,000
	47	251,600	286,300	363,700	385,100	455,500
	48	252,700	288,200	365,100	386,600	456,000
	49	253,800	290,300	366,300	387,900	456,500
	50	255,100	292,000	367,800	389,400	457,000
	51	256,400	293,800	369,400	390,800	457,500
	52	257,400	295,500	370,900	392,100	458,000
	53	258,500	296,800	372,300	393,300	458,500
	54	259,900	298,800	373,800	394,600	
	55	260,900	300,700	375,300	395,700	
	56	261,900	302,700	376,700	396,800	
	57	262,900	304,700	378,100	398,000	

58	263,900	306,800	379,500	399,200
59	264,900	309,000	380,800	400,400
60	265,900	311,200	382,100	401,600
61	266,800	313,300	383,000	402,700
62	267,500	315,600	384,200	403,700
63	268,200	317,800	385,300	405,000
64	268,800	319,900	386,400	406,200
65	269,500	322,000	387,200	407,400
66	270,700	323,500	388,300	408,500
67	271,800	325,000	389,300	409,600
68	272,900	326,500	390,300	410,700
69	274,200	328,200	391,400	411,700
70	275,600	330,200	392,400	412,900
71	276,800	332,200	393,500	414,100
72	278,000	334,100	394,600	415,300
73	278,800	335,900	395,600	415,900
74	279,700	337,900	396,700	416,700
75	280,700	339,800	397,800	417,400
76	281,700	341,700	398,800	417,900
77	282,600	343,400	399,700	418,200
78	283,600	345,200	400,600	418,600
79	284,700	346,900	401,600	419,000
80	285,500	348,600	402,600	419,400
81	286,300	350,400	403,400	419,700
82	287,100	352,100	404,200	420,100
83	287,900	353,500	404,900	420,500
84	288,700	355,100	405,700	420,800
85	289,600	356,300	406,400	421,100
86	290,400	357,900	407,200	421,500
87	291,100	359,400	407,900	421,900
88	291,900	360,900	408,600	422,200
89	292,800	362,200	409,200	422,500
90	293,700	363,500	409,900	422,800
91	294,600	364,800	410,400	423,100
92	295,300	366,200	411,100	423,300
93	295,600	367,600	411,500	423,500
94	296,300	368,900	411,900	423,800
95	297,000	370,100	412,200	424,100
96	297,700	371,200	412,500	424,300
97	298,400	372,200	412,700	424,500
98	299,200	373,200	413,000	424,800
99	300,000	374,200	413,300	425,100
100	300,700	375,100	413,500	425,300
101	301,400	375,900	413,700	425,500
102	301,800	376,900	414,000	425,800
103	302,200	377,800	414,300	426,100
104	302,600	378,700	414,500	426,300
105	302,800	379,500	414,700	426,500
106	303,100	380,400	415,000	
107	303,400	381,300	415,300	
108	303,600	382,200	415,500	
109	303,800	383,000	415,700	
110	304,000	384,000		
111	304,300	384,900		
112	304,600	385,800		
113	304,800	386,400		
114	305,000	387,300		
115	305,200	388,200		
116	305,500	389,100		
117	305,800	389,900		
118	306,000	390,600		
119	306,300	391,400		

120	306,600	392,200			
121	306,800	392,800			
122	307,000	393,600			
123	307,200	394,300			
124	307,500	395,000			
125	307,800	395,600			
126		396,300			
127		396,800			
128		397,400			
129		398,100			
130		398,700			
131		399,200			
132		399,700			
133		400,000			
134		400,300			
135		400,600			
136		400,900			
137		401,200			
138		401,500			
139		401,800			
140		402,100			
141		402,400			
142		402,700			
143		403,000			
144		403,300			
145		403,500			
146		403,800			
147		404,100			
148		404,300			
149		404,500			
150		404,800			
151		405,100			
152		405,300			
153		405,500			
154		405,800			
155		406,100			
156		406,300			
157		406,500			
158		406,800			
159		407,100			
160		407,300			
161		407,500			
162		407,800			
163		408,100			
164		408,300			
165		408,500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	226,200	272,100	299,100	325,500	406,600

- 備考 1 この表は、小学校又は中学校に勤務する校長及び教員並びに教育委員会の定める指導主事に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(参考資料)

目 次

(頁)

1 市職員給与関係資料

令和5年職員給与等実態調査の概要	35
第1表 給料表別平均給与月額等	36
第2表 給料表別、級別、号給別職員数	38
その1 行政職給料表	38
その1の2 行政職給料表(事務職員・技術職員)	40
その1の3 行政職給料表(その他の職員)	42
その2 医療職給料表	44
その3 小学校中学校等教育職給料表	46
その4 高等学校等教育職給料表	49
第3表 給料表別、年齢別職員数	52
その1 行政職給料表	52
その1の2 行政職給料表(事務職員・技術職員)	53
その1の3 行政職給料表(その他の職員)	54
その2 医療職給料表	55
その3 小学校中学校等教育職給料表	56
その4 高等学校等教育職給料表	57
第4表 扶養親族数別職員数	58
第5表 住居手当の支給状況	59
第6表 通勤手当の支給状況	60
第7表 管理職手当の対象職員	61
第8表 職員数の比較	62
第9表 定年前再任用短時間勤務職員の級別人員	62

2 民間給与関係資料

令和5年職種別民間給与実態調査の概要	63
第10表 産業別、企業規模別調査事業所数	64
第11表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	65
第12表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	66
その1 公民給与比較の対象職種	66
その2 公民給与比較の対象外職種	74
第13表 民間事業所における初任給の改定状況	76
第14表 民間事業所における冬季賞与の考課査定分の配分状況	77
第15表 民間事業所における家族手当の支給状況	77
その1 家族手当の支給状況	77
その2 扶養家族の構成別支給額	77
第16表 民間事業所における在宅勤務の実施状況 及び在宅勤務関連手当の支給状況	78
第17表 民間事業所における定年制の状況	78
第18表 公民比較における比較対象従業員	79

3 公民比較関係資料

ラスパイレス方式による比較とは	80
公民給与の比較における役職段階の対応関係	82

4 労働経済関係資料

第19表 労働経済指標	84
-------------	----

1 市職員給与関係資料

令和5年職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった令和5年職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と調査期日

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和5年4月1日現在における職員給与等を調査したものである。

(2) 調査の対象

本市に勤務する一般職の職員を対象とした。ただし、次に掲げる職員は調査から除外した。

- ① 技能労務職員
- ② 企業職員
- ③ 臨時的任用職員
- ④ 休職中の職員
- ⑤ 育児短時間勤務の職員
- ⑥ 育児休業中の職員
- ⑦ 在籍専従の許可を受けている職員
- ⑧ 派遣されている職員
- ⑨ 自己啓発等休業中の職員
- ⑩ 配偶者同行休業の職員
- ⑪ 定年前再任用短時間勤務職員
- ⑫ 任期付職員
- ⑬ 会計年度任用職員

(3) 分類

集計に当たり、上記対象職員を給料表の種類により以下のとおり分類した。

給料表	適用職員
行政職給料表	他の給料表の適用を受けない全ての職員
医療職給料表	病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師
小学校中学校等 教育職給料表	小学校又は中学校に勤務する校長及び教員並びに教育委員会 の定める指導主事
高等学校等 教育職給料表	高等学校に勤務する校長、教員及び実習助手並びに教育 委員会の定める指導主事

第1表 給料表別平均給与月額等

区分 給料表	職員数	性別構成比		平均 年齢	平均 経験 年数	学歴別人員構成比			
		男	女			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
		人	%			%	歳	年	%
行政職	4,360	64.6	35.4	41.7	20.0	58.9	13.0	28.1	0.0
事務職員・技術職員	2,643	70.3	29.7	42.7	20.7	67.8	6.7	25.5	0.0
その他の職員 ※1	1,717	55.7	44.3	40.2	18.7	45.2	22.8	32.0	0.0
医療職	7	71.4	28.6	55.3	30.0	100.0	0.0	0.0	0.0
小学校中学校等教育職	3,073	49.4	50.6	41.6	18.8	97.0	3.0	0.0	0.0
高等学校等教育職	66	51.5	48.5	45.8	23.1	98.5	1.5	0.0	0.0
計	7,506	58.2	41.8	41.7	19.5	74.9	8.8	16.3	0.0
公民比較の対象 ※2	2,564	70.9	29.1	43.3	21.4	67.1	6.9	26.0	0.0

- (注) 1 「その他の職員※1」は、保育士、医療技術職、看護保健職、消防職、幼稚園教諭、看護教員等
 2 「公民比較の対象※2」は、行政職（事務職員・技術職員）から新規学卒者79人を除いたもの
 3 「単身赴任手当ほか※3」には、単身赴任手当以外に教員特別手当、初任給調整手当等が含まれる。
 4 「通勤手当※4」は、公民比較の対象外であるため、合計に含めていない。

(令和5年職員給与等実態調査)

平均給与月額								通勤手当 ※4
給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当	管理職 手当	単身赴任 手当ほか ※3	合計	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
324,970	9,541	10,579	345,090	4,739	7,457	128	357,414	7,137
331,138	9,063	10,938	351,139	4,598	9,943	143	365,823	7,244
315,477	10,277	10,026	335,780	4,957	3,631	105	344,473	6,972
523,262	7,357	30,399	561,018	11,014	58,074	314,829	944,935	6,875
368,146	6,960	11,467	386,573	4,645	5,444	6,301	402,963	4,591
411,183	8,614	13,097	432,894	7,329	3,745	6,032	450,000	7,824
343,590	8,474	10,983	363,047	4,729	6,647	3,001	377,424	6,100
335,430	9,342	11,098	355,870	4,677	10,249	136	370,932	7,150

第2表 給料表別、級別、号給別職員数

その1 行政職給料表

(令和5年職員給与等実態調査)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									2
4		50							
5		4	4						
6		26	2						
7		9	2						
8		33	1						1
9	13	12	1						1
10		34							2
11		1	2						
12	10	32	2						1
13	4	26	6						7
14	1	7	20						4
15		37	8						3
16	17	15	36						3
17	1	18	17						4
18		19	10						1
19	1	19	16					1	
20	11	36	24					2	1
21	7	10	36					3	1
22	4	19	8					3	1
23		13	19						3
24	5	34	17					1	2
25	5	9	36					2	
26	2	20	14					3	
27	1	18	38						1
28	4	34	23					10	1
29	92	12	41				1	7	1
30	6	8	12				8	7	1
31	4	4	28				30	5	
32	71	4	12				14	1	1
33	13	2	29				7	4	
34	11		11				13	1	
35	5		44	3			4	2	
36	8	1	15	1			4		
37	3		45	3	1		9	1	
38	1	1	7				13	2	
39		1	29	2			9		
40	1		21	2			6	3	
41			40	3	1		1		
42		1	15	3			2		
43			41	2			3		
44			21	3			2	1	
45	2		28	5					
46			15	9					
47			29	9	1				
48			23	12	1	1	4	1	
49	1		43	15	1	1	2		
50			6	13		24	1		
51			30	20		24	1		
52			20	24	2	17	1		
53			30	20	2	25			
54			12	27	1	24			
55			41	26	1	7			
56			21	11	3	9			
57			44	27	5	14	2		
58			15	17	4	3			
59			27	22	7	10			
60			23	20	8	6			
61			32	23	7	3			
62			10	19	13	10			
63			24	27	7	6			
64			14	21	14	3			

号給	職務の級									
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
65	人	人	36	29	10	5	人	人	人	
66			11	22	12	7				
67			15	25	8	1				
68			26	23	24	4				
69			19	15	17	3				
70			18	14	14	1				
71			29	18	12	4				
72			10	19	10					
73			25	27	13					
74			7	10	10	1				
75			23	14	6	1				
76			21	13	12	2				
77			37	12	14	4				
78			20	11	7					
79			19	16	6					
80			14	12	3					
81			25	12	14					
82			13	6	8					
83			12	6	24					
84			19	5	4					
85			24	10	7					
86			10	4	3					
87			22	8	4					
88			10	3	4					
89			13	5	4					
90			9	2	6					
91			11	1	4					
92			8	3	5					
93			6	4	19					
94			10	2						
95			7	1						
96			2	1						
97			11	1						
98			2	2						
99			5							
100			4	2						
101			4	49						
102			2							
103			2							
104			6							
105			7							
106			6							
107			3							
108			8							
109			9							
110			4							
111			2							
112			2							
113			21							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計 (構成比%)	304 (7.0)	569 (13.0)	1,869 (42.9)	796 (18.3)	363 (8.3)	224 (5.1)	134 (3.1)	59 (1.3)	42 (1.0)	
								総計	4,360 (100.0)	

(注) 太線は、各級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。(以下本表において同じ。)

その1の2 行政職給料表（事務職員・技術職員）

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									2
4		37							
5		2							
6		20							
7		4							
8		21							1
9	5	10	1						1
10		20							2
11									
12	6	18							1
13	3	20	1						5
14		3	13						4
15		21	4						2
16	10	6	21						3
17	1	6	6						4
18		12	8						1
19	1	13	2					1	
20	6	21	16					1	1
21		5	18					2	1
22	3	12	4					3	1
23		9	8						3
24	2	23	12					1	2
25	1	3	11					2	
26	1	14	9					2	
27		7	15						1
28		27	14					9	1
29	72	5	22				1	6	1
30	1	5	9				6	3	1
31	1	3	16				24	4	
32	50	3	11				10	1	1
33	9	2	19				6	3	
34	1		7				12	1	
35	1		16	2			4	2	
36	5		7	1			3		
37			23	3	1		7	1	
38	1	1	3				13	2	
39		1	12	2			8		
40			10	1			3	3	
41			17	1	1				
42		1	9	2			2		
43			14	2			2		
44			10	2			1	1	
45			11	3					
46			5	6					
47			20	7		1			
48			8	8	1	2			
49			17	9	1	1	2		
50			3	6		21	1		
51			10	14		19	1		
52			9	15	1	14	1		
53			18	16	1	22			
54			3	19		19			
55			20	16	1	6			
56			10	4	3	7			
57			21	19	4	8	2		
58			12	11	3				
59			12	16	6	6			
60			11	17	7	2			
61			12	16	5	3			
62			5	13	12	6			
63			9	22	4	3			
64			9	14	9	1			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
65	人	人	20	22	5	3	人	人	人
66			9	16	9	6			
67			10	21	4	1			
68			14	18	19	1			
69			10	12	12	2			
70			8	6	4	1			
71			16	13	6	4			
72			9	13	9				
73			14	19	11				
74			6	5	9				
75			9	11	4	1			
76			10	10	8	2			
77			21	8	10	4			
78			15	7	2				
79			8	11	4				
80			7	7	1				
81			18	5	10				
82			6	5	6				
83			7	4	12				
84			9	5	1				
85			15	9	3				
86			5	3	2				
87			8	5	2				
88			7	3	4				
89			8	5	3				
90			6	1	4				
91			5	1	4				
92			3	1	4				
93			2	4	13				
94			6	1					
95			2	1					
96									
97			7	1					
98			1	1					
99			2						
100				2					
101			3	36					
102									
103									
104			5						
105			3						
106			4						
107			2						
108			4						
109			5						
110			4						
111			2						
112									
113			14						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計 (構成比%)	180 (6.8)	355 (13.4)	942 (35.6)	559 (21.2)	245 (9.3)	166 (6.3)	109 (4.1)	48 (1.8)	39 (1.5)
							総計		2,643 (100.0)

その1の3 行政職給料表（その他の職員）

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4		13							
5		2	4						
6		6	2						
7		5	2						
8		12	1						
9	8	2							
10		14							
11		1	2						
12	4	14	2						
13	1	6	5						2
14	1	4	7						
15		16	4						1
16	7	9	15						
17		12	11						
18		7	2						
19		6	14						
20	5	15	8					1	
21	7	5	18					1	
22	1	7	4						
23		4	11						
24	3	11	5						
25	4	6	25						
26	1	6	5					1	
27	1	11	23						
28	4	7	9					1	
29	20	7	19					1	
30	5	3	3				2	4	
31	3	1	12				6	1	
32	21	1	1				4		
33	4		10				1	1	
34	10		4				1		
35	4		28	1					
36	3	1	8				1		
37	3		22				2		
38			4						
39			17				1		
40	1		11	1			3		
41			23	2			1		
42			6	1					
43			27				1		
44			11	1			1		
45	2		17	2					
46			10	3					
47			9	2	1				
48			15	4		2	1		
49	1		26	6					
50			3	7		3			
51			20	6		5			
52			11	9	1	3			
53			12	4	1	3			
54			9	8	1	5			
55			21	10		1			
56			11	7		2			
57			23	8	1	6			
58			3	6	1	3			
59			15	6	1	4			
60			12	3	1	4			
61			20	7	2				
62			5	6	1	4			
63			15	5	3	3			
64			5	7	5	2			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65			16	7	5	2			
66			2	6	3	1			
67			5	4	4				
68			12	5	5	3			
69			9	3	5	1			
70			10	8	10				
71			13	5	6				
72			1	6	1				
73			11	8	2				
74			1	5	1	1			
75			14	3	2				
76			11	3	4				
77			16	4	4				
78			5	4	5				
79			11	5	2				
80			7	5	2				
81			7	7	4				
82			7	1	2				
83			5	2	12				
84			10		3				
85			9	1	4				
86			5	1	1				
87			14	3	2				
88			3						
89			5		1				
90			3	1	2				
91			6						
92			5	2	1				
93			4		6				
94			4	1					
95			5						
96			2	1					
97			4						
98			1	1					
99			3						
100			4						
101			1	13					
102			2						
103			2						
104			1						
105			4						
106			2						
107			1						
108			4						
109			4						
110									
111									
112			2						
113			7						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計 (構成比%)	124 (7.2)	214 (12.5)	927 (54.0)	237 (13.8)	118 (6.9)	58 (3.4)	25 (1.4)	11 (0.6)	3 (0.2)
							総計		1,717 (100.0)

その2 医療職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22		1			
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36			1		
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44				1	
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56				1	
57					
58					
59					
60				1	
61					
62					
63					
64					

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
65	人	人	人	人	人
66				1	
67					
68					
69					
70					
71			1		
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計 (構成比%)	0 (0.0)	1 (14.3)	2 (28.6)	4 (57.1)	0 (0.0)
				総計	7 (100.0)

その3 小学校中学校等教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		75			
18		1			
19					
20		50			
21		26			3
22		2			9
23					22
24		42			13
25		13			11
26		17			8
27					7
28		49			12
29		23			12
30		23			3
31		1			5
32		43			8
33		12			8
34		35			5
35					3
36		38			3
37		9			
38		58			5
39		1			4
40		21			2
41		15			3
42		33			
43		2			
44		43			
45		5			
46		40			1
47		1			2
48		48			1
49		3			
50		29			
51		1			
52		43			
53		5			
54		30			
55		3			
56		51			
57		7			
58		24			
59		6			
60		41			
61		6			
62		20			
63		10			
64		35			

職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
65		3			
66		20			
67		9			
68		18			
69		2			
70		37			
71		8			
72		20			
73		12			
74		11		15	
75		3		4	
76		31		4	
77		7		14	
78		14		11	
79		13	1	6	
80		36		8	
81		6	1	6	
82		20		4	
83		11	1	12	
84		24		9	
85		8	1	4	
86		6	1	6	
87		2		10	
88		10		8	
89		4			
90		24	8	3	
91		14		6	
92		26	2	2	
93		9	3	8	
94		22	3	4	
95		11	2	1	
96		30	1	1	
97		12	2	3	
98		14	4	9	
99		19	4	1	
100		9	2		
101		1		2	
102		1		2	
103		6	3		
104		2	1	4	
105		9	1	4	
106		9			
107		21			
108		7	1		
109		9	6		
110		15			
111		19			
112		12			
113		18			
114		15			
115		17			
116		10			
117		16			
118		21			
119		17			
120		13			
121		15			
122		15			
123		14			
124		6			
125		2			
126		4			
127		4			
128		6			

号給	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
		人	人	人	人	人
129			10			
130			17			
131			20			
132			5			
133			7			
134			9			
135			16			
136			12			
137			12			
138			13			
139			12			
140			12			
141			4			
142			12			
143			15			
144			14			
145			10			
146			11			
147			6			
148			11			
149			9			
150			13			
151			11			
152			18			
153			13			
154			17			
155			16			
156			16			
157			14			
158			34			
159			40			
160			31			
161			44			
162			57			
163			60			
164			47			
165			167			
計		0	2,704	48	171	150
(構成比%)		(0.0)	(88.0)	(1.5)	(5.6)	(4.9)
					総計	3,073
						(100.0)

その4 高等学校等教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34		1		
35				1
36		1		
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				1
46		1		
47				
48				
49				
50		1		
51				
52		1		
53				
54		1		
55				
56				
57		1		
58				
59				
60		1		
61				
62		2		
63				
64		1		

号給	職務の級	1級	2級	3級	4級
65		人	人	人 1	人
66					
67					
68			2		
69					
70			1		
71					
72			2		
73			1		
74					
75				1	
76					
77			1		
78					
79					
80					
81					
82					
83			1		
84			1		
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91			1		
92					
93					
94					
95			1		
96					
97					
98					
99			2		
100					
101			1		
102					
103					
104			1		
105			1		
106			1		
107					
108					
109					
110			1		
111					
112			1		
113					
114			2		
115					
116					
117			1		
118			2		
119			2		
120					
121					
122			1		
123			1		
124					
125					
126			1		
127					
128			3		

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
129	人	人	人	人
130		1		
131		1		
132				
133				
134				
135				
136		1		
137		1		
138		1		
139		1		
140		2		
141				
142				
143		2		
144				
145				
146		2		
147		3		
148		1		
149		3		
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
計 (構成比%)	0 (0.0)	62 (94.0)	2 (3.0)	2 (3.0)
			総計	66 (100.0)

第3表 給料表別、年齢別職員数

その1 行政職給料表

(令和5年職員給与等実態調査)

年齢 \ 職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
17歳以下	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	10								
19	10								
20	24								
21	21								
22	97								
23	96								
24	31	71							
25	8	65							
26	2	104							
27	3	100							
28	1	81	4						
29		84	7						
30		37	42						
31		22	74						
32		4	76						
33			92						
34			92						
35			116						
36			99						
37		1	115						
38			97						
39	1		111	6					
40			105	7					1
41			110	20					
42			92	19					1
43			93	40	2				
44			99	54	2				
45			76	67	17				
46			63	59	14	1			
47			73	69	26	2			
48			46	60	34	8	4		
49			42	64	37	11	3	2	
50			34	56	33	13	10	3	
51			33	53	36	24	15	3	
52			20	46	21	27	8	7	1
53			14	29	39	22	17	3	1
54			16	32	21	26	12	8	4
55			5	26	24	19	7	5	6
56			8	20	15	19	16	8	3
57			8	23	9	14	12	6	7
58			3	26	17	22	16	7	10
59			4	20	16	16	14	7	8
60									
61									
62									
63									
64									
65									
66～69									
70歳以上									
計	304	569	1,869	796	363	224	134	59	42
(平均年齢)	(22.8)	(27.6)	(40.6)	(49.4)	(51.9)	(54.3)	(54.8)	(55.4)	(56.5)
								総計	4,360
									(41.7)

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした。(以下本表において同じ。)

その1の2 行政職給料表（事務職員・技術職員）

職務の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
17歳以下	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	4								
19	6								
20	11								
21	12								
22	66								
23	60								
24	15	52							
25	5	37							
26		62							
27	1	58							
28		52							
29		57							
30		22	18						
31		12	39						
32		2	34						
33			42						
34			56						
35			63						
36			54						
37		1	42						
38			47						
39			47	3					
40			55	2					1
41			45	12					
42			51	12					1
43			52	32	1				
44			52	31	2				
45			35	44	11				
46			34	38	7	1			
47			43	49	14	2			
48			24	45	19	6	4		
49			25	51	23	6	2	2	
50			16	43	23	9	8	3	
51			24	36	28	17	11	3	
52			11	33	20	18	6	6	1
53			11	23	30	19	14	2	1
54			9	22	15	19	11	7	4
55			1	22	15	16	5	4	6
56			6	15	10	16	14	6	3
57			3	19	8	11	10	5	6
58			1	16	11	12	13	5	8
59			2	11	8	14	11	5	8
60									
61									
62									
63									
64									
65									
66～69									
70歳以上									
計 (平均年齢)	180 (22.7)	355 (27.6)	942 (41.0)	559 (49.6)	245 (52.0)	166 (54.3)	109 (54.9)	48 (55.1)	39 (56.4)
								総計	2,643 (42.7)

その1の3 行政職給料表（その他の職員）

職務の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
17歳以下	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	6								
19	4								
20	13								
21	9								
22	31								
23	36								
24	16	19							
25	3	28							
26	2	42							
27	2	42							
28	1	29	4						
29		27	7						
30		15	24						
31		10	35						
32		2	42						
33			50						
34			36						
35			53						
36			45						
37			73						
38			50						
39	1		64	3					
40			50	5					
41			65	8					
42			41	7					
43			41	8	1				
44			47	23					
45			41	23	6				
46			29	21	7				
47			30	20	12				
48			22	15	15	2			
49			17	13	14	5	1		
50			18	13	10	4	2		
51			9	17	8	7	4		
52			9	13	1	9	2	1	
53			3	6	9	3	3	1	
54			7	10	6	7	1	1	
55			4	4	9	3	2	1	
56			2	5	5	3	2	2	
57			5	4	1	3	2	1	1
58			2	10	6	10	3	2	2
59			2	9	8	2	3	2	
60									
61									
62									
63									
64									
65									
66～69									
70歳以上									
計 (平均年齢)	124 (22.9)	214 (27.7)	927 (40.2)	237 (49.0)	118 (51.5)	58 (54.0)	25 (54.7)	11 (56.6)	3 (58.1)
								総計	1,717 (40.2)

その2 医療職給料表

職務の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級
17歳以下	人	人	人	人	人
18歳					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36		1			
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44			1		
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53				1	
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60				2	
61					
62					
63					
64			1		
65					
66～69				1	
70歳以上					
計 (平均年齢)	0	1 (36.4)	2 (54.6)	4 (60.3)	0
				総計	7 (55.3)

その3 小学校中学校等教育職給料表

職務の級 年齢	1級	2級	特2級	3級	4級
17歳以下	人	人	人	人	人
18歳					
19					
20					
21					
22		70			
23		77			
24		77			
25		86			
26		92			
27		88			
28		97			
29		97			
30		76			
31		83			
32		83			
33		83			
34		85			
35		59			
36		79			
37		78			
38		68			
39		77			
40		83			
41		60			
42		72			
43		60			
44		67	1		
45		56	1	2	
46		44	8	4	
47		50	7	4	
48		53	7	12	
49		56	6	11	
50		43	7	21	3
51		47	2	19	1
52		49	4	24	6
53		46	1	20	7
54		70	1	16	17
55		83	2	16	16
56		63		11	16
57		86	1	2	20
58		81		4	30
59		80		5	34
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66～69					
70歳以上					
計 (平均年齢)	0	2,704 (39.9)	48 (49.5)	171 (52.6)	150 (56.9)
				総計	3,073 (41.6)

その4 高等学校等教育職給料表

職務の級 年齢	1級	2級	3級	4級
17歳以下	人	人	人	人
18歳				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29		2		
30				
31				
32		2		
33		2		
34		2		
35		5		
36		2		
37		1		
38		2		
39		1		
40		1		
41				
42		4		
43				
44		3		
45		3		
46		5		
47		3		
48		2		
49		1		
50		2		
51		5		
52		3		
53		1	1	
54		4		
55		1		
56		2	1	1
57		1		
58		1		1
59		1		
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66～69				
70歳以上				
計 (平均年齢)	0	62 (45.2)	2 (54.7)	2 (57.6)
			総計	66 (45.8)

第4表 扶養親族数別職員数

(令和5年職員給与等実態調査)

扶養親族数	職員数	うち扶養親族たる配偶者を有する者
1 人	978 人	288 人
2 人	1,133	317
3 人	669	427
4 人	192	163
5 人	13	13
6人以上	4	3
小 計	2,989	1,211
支給されていない職員	4,517	
合 計	7,506	

(注) 1 扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

2 扶養手当の額は、子については1人につき10,000円、配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員については3,500円、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員については支給しない。）である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第5表 住居手当の支給状況

(令和5年職員給与等実態調査)

区 分		職員数
支給されている職員		人 1,426
借家・借間	月額11,000円未満	5
	月額11,000円以上25,700円未満	294
	月額25,700円	1,127
支給されていない職員		6,080
合 計		7,506
支給されている職員1人当たりの額		円 24,893

第6表 通勤手当の支給状況

(令和5年職員給与等実態調査)

区 分	支給月額	職員数
支給されている職員	円	人
		6,944
交通機関利用者		857
交通用具（自動車等）使用者		5,970
片道5km未満	2,000	1,740
片道5km以上 10km未満	4,200	2,278
片道10km以上 15km未満	7,100	1,098
片道15km以上 20km未満	10,000	433
片道20km以上 25km未満	12,900	180
片道25km以上 30km未満	15,800	95
片道30km以上 35km未満	18,700	33
片道35km以上 40km未満	21,600	38
片道40km以上 45km未満	24,400	15
片道45km以上 50km未満	26,200	27
片道50km以上 55km未満	28,000	10
片道55km以上 60km未満	29,800	14
片道60km以上	31,600	9
交通機関と交通用具の併用者		117
支給されていない職員		562
計		7,506
支給されている職員1人当たりの額	6,594円	

(注) 通勤による環境への負荷の低減を図るため、令和6年3月31日まで一定の条件のもと、自動車等を使用する職員は上記金額から1,000円を減額し、自転車、公共交通機関等を使用する職員は1,000円を加算して支給されている。

第7表 管理職手当の対象職員

職員給与条例適用者

(令和5年職員給与等実態調査)

区分	支給月額	代表的な支給対象者	職員数
	円		人
1種	130,300	技術統括監	1
2種	104,200	部長、区長	27
3種	99,100	担当部長	7
4種	94,000	参与	10
5種	82,200	次長、副区長	39
6種	77,400	参事、本庁の課長	107
7種	66,400	副参事	47
8種	62,300	区役所の課長	20
9種	51,900	専門監	204
10種	49,600	本庁の課長補佐	22
11種	46,300	区役所の課長補佐	15
その他		病院長	1
計			500

教育職員給与条例適用者

(令和5年職員給与等実態調査)

区分	支給月額	代表的な支給対象者	職員数
	円		人
3種	82,200	次長	1
4種	77,400	参事、本庁の課長、小学校長、中学校長、担当課長	20
5種	66,400	副参事	5
8種～10種	70,100～52,600	小学校長、中学校長（4種除く）	125
11種	72,800	高等学校長	1
12種	52,900	高等学校副校長	1
13種～14種	52,500～43,700	小学校教頭、中学校教頭	149
15種	44,100	高等学校教頭	1
計			303

第8表 職員数の比較

(令和5年職員給与等実態調査)

区分	令和5年4月 (A)	令和4年4月 (B)	(A) - (B)	(A) / (B)
給料表				
行政職	人 4,750	人 4,759	人 △ 9	% 99.8
事務職員・技術職員	2,870	2,870	0	100.0
その他の職員※	1,880	1,889	△ 9	99.5
医療職	9	9	0	100.0
小学校中学校等教育職	3,552	3,582	△ 30	99.2
高等学校等教育職	75	75	0	100.0
技能労務職	166	175	△ 9	94.9
企業職	241	241	0	100.0
計	8,793	8,841	△ 48	99.5

(注) 1 対象は、一般職の常勤職員

2 「その他の職員※」は、保育士、医療技術職、看護保健職、消防職、幼稚園教諭、看護教員等

第9表 定年前再任用短時間勤務職員の級別人員

フルタイム勤務職員

(令和5年職員給与等実態調査)

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
行政職	人 0	人 0	人 23	人 0	人 0	人 0	人 5	人 0	人 2	人 30

給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	計
小学校中学校等教育職	人 0	人 169	人 0	人 13	人 0	人 182

給料表	1級	2級	3級	4級	計
高等学校等教育職	人 0	人 6	人 0	人 1	人 7

短時間勤務職員

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
行政職	人 0	人 4	人 297	人 0	人 0	人 1	人 0	人 0	人 0	人 302

給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	計
小学校中学校等教育職	人 0	人 194	人 0	人 0	人 0	人 194

給料表	1級	2級	3級	4級	計
高等学校等教育職	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0

(注) 定年前再任用短時間勤務職員には、暫定再任用職員を含む。

2 民間給与関係資料

令和5年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった令和5年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和5年4月現在の民間事業所における従業員の給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事院、都道府県人事委員会、政令指定都市人事委員会等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所383事業所

イ 調査対象職種

行政職相当職種22職種、その他の職種54職種、合計76職種
(うち初任給関係職種18職種)

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から無作為に抽出された115事業所の調査を行った。

調査を完了した事業所は、第10表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

ウ 調査実人員

初任給関係546人、初任給関係以外の調査職種4,642人(行政職に相当する調査実人員4,334人。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は、27,223人であり、行政職に相当するものは21,695人である。)

(5) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 10 表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和 5 年職種別民間給与実態調査)

企業規模 産業	規模計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	101	20	13	16	35	17
農業，林業，漁業	0	0	0	0	0	0
鉱業，採石業，砂利採取業，建設業	5	1	0	0	3	1
製造業	58	6	6	13	20	13
電気・ガス・熱供給・水道業，情報通信業，運輸業，郵便業	10	5	1	1	2	1
卸売業，小売業	7	0	1	0	4	2
金融業，保険業，不動産業，物品賃貸業	7	3	3	0	1	0
教育，学習支援業，医療，福祉，サービス業	14	5	2	2	5	0

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が 14 所あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第11表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和5年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事務 ・ 技術 関 係	新卒事務員	大学卒	208,327	212,302	202,115	208,502
		短大卒	183,863	184,773	181,809	* 185,264
		高校卒	171,381	172,665	169,376	* 173,714
	新卒技術者	大学卒	211,687	215,097	206,922	* 212,000
		短大卒	188,043	185,339	* 189,739	* 190,000
		高校卒	174,766	173,881	175,187	* 176,100
	新卒事務員・技術者計	大学卒	209,550	213,302	203,975	209,668
		短大卒	185,439	184,954	185,372	* 187,040
		高校卒	172,761	173,156	171,749	174,708

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第12表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

(令和5年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)	
支店長	8	51.1	795,555	353	795,202	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
大学卒	5	49.6	903,971	535	903,436	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	3	53.4	633,478	80	633,398	
中学卒	-	-	-	-	-	
工場長	6	52.7	707,143	0	707,143	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
大学卒	4	51.1	706,021	0	706,021	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	2	56.5	709,681	0	709,681	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務部長	89	53.2	620,722	2,348	618,374	2課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
大学卒	68	52.3	637,033	2,409	634,624	
短大卒	5	56.2	545,231	0	545,231	
高校卒	15	54.1	615,104	3,480	611,624	
中学卒	*	*	*	*	*	
技術部長	78	53.6	640,863	1,685	639,178	同上
大学卒	60	53.3	649,219	1,758	647,461	
短大卒	5	55.9	667,796	48	667,748	
高校卒	13	54.1	603,169	1,894	601,275	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	44	49.6	545,194	2,895	542,299	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職、中間職(部長-課長間)
大学卒	34	49.2	567,898	1,905	565,993	
短大卒	3	52.8	633,580	738	632,842	
高校卒	6	51.0	453,876	7,885	445,991	
中学卒	*	*	*	*	*	
技術部次長	19	50.6	568,511	16	568,495	同上
大学卒	10	51.4	572,615	26	572,589	
短大卒	*	*	*	*	*	
高校卒	8	49.7	561,055	0	561,055	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務課長	266	49.9	543,363	6,559	536,804	2係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
大学卒	178	48.9	547,050	8,789	538,261	
短大卒	25	50.5	494,844	2,080	492,764	
高校卒	62	52.3	552,760	2,343	550,417	
中学卒	*	*	*	*	*	
技術課長	188	50.0	552,116	18,667	533,449	同上
大学卒	115	49.8	573,100	10,529	562,571	
短大卒	20	48.6	545,744	40,216	505,528	
高校卒	52	50.7	503,949	30,679	473,270	
中学卒	*	*	*	*	*	

(注) 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	162	46.9	501,921	24,563	477,358	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長一係長間） 同 上 係の長及び係長級専門職 同 上 係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長一係員間） 同 上
	大 学 卒	139	46.7	499,992	21,866	478,126	
	短 大 卒	11	48.1	475,726	38,369	437,357	
	高 校 卒	12	48.3	545,251	42,628	502,623	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	106	49.7	556,221	10,404	545,817	
	大 学 卒	91	49.8	559,463	3,599	555,864	
	短 大 卒	3	52.8	587,400	0	587,400	
	高 校 卒	11	46.4	496,429	93,192	403,237	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務係長	367	44.8	434,754	62,284	372,470	
	大 学 卒	238	43.5	448,650	67,380	381,270	
	短 大 卒	50	48.0	384,281	43,529	340,752	
	高 校 卒	78	47.5	416,375	54,808	361,567	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術係長	343	45.5	549,694	122,940	426,754	
	大 学 卒	191	44.8	558,574	130,792	427,782	
	短 大 卒	25	49.3	492,747	86,714	406,033	
	高 校 卒	122	47.8	526,238	98,305	427,933	
	中 学 卒	5	50.6	518,428	64,423	454,005	
	事務主任	234	41.5	351,751	39,150	312,601	
	大 学 卒	133	39.6	340,667	33,159	307,508	
	短 大 卒	30	47.5	342,382	18,723	323,659	
	高 校 卒	70	42.4	376,129	58,736	317,393	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術主任	198	44.2	428,608	56,302	372,306	
	大 学 卒	74	40.9	409,563	53,737	355,826	
	短 大 卒	17	42.7	401,318	57,493	343,825	
高 校 卒	96	45.9	434,958	52,440	382,518		
中 学 卒	11	52.2	572,064	140,798	431,266		
事務係員	1,215	37.6	291,991	27,084	264,907		
大 学 卒	607	34.6	295,706	30,096	265,610		
短 大 卒	203	45.1	302,779	22,640	280,139		
高 校 卒	401	38.7	277,980	23,884	254,096		
中 学 卒	4	39.9	230,164	33,405	196,759		
技術係員	1,011	33.4	349,626	61,479	288,147		
大 学 卒	497	32.6	368,052	70,820	297,232		
短 大 卒	137	35.5	334,139	52,727	281,412		
高 校 卒	369	33.9	318,473	46,196	272,277		
中 学 卒	8	46.2	340,308	50,893	289,415		

2 企業規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
支店長	8	51.1	795,555	353	795,202	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)
大学卒	5	49.6	903,971	535	903,436	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	3	53.4	633,478	80	633,398	
中学卒	-	-	-	-	-	
工場長	5	57.6	740,945	0	740,945	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	3	58.4	763,470	0	763,470	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	2	56.5	709,681	0	709,681	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務部長	67	53.3	683,629	1,632	681,997	2課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
大学卒	59	53.3	673,145	1,926	671,219	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	8	53.5	737,654	115	737,539	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術部長	54	54.1	683,921	2,652	681,269	同上
大学卒	46	53.8	676,518	2,405	674,113	
短大卒	3	54.8	791,604	101	791,503	
高校卒	5	56.8	697,201	5,994	691,207	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	32	50.9	620,740	275	620,465	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職、中間職(部長-課長間)
大学卒	28	51.0	623,958	236	623,722	
短大卒	3	52.8	633,580	738	632,842	
高校卒	*	*	*	*	*	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術部次長	8	54.5	643,681	14	643,667	同上
大学卒	6	54.5	685,945	0	685,945	
短大卒	*	*	*	*	*	
高校卒	*	*	*	*	*	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務課長	195	49.9	583,607	7,264	576,343	2係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
大学卒	139	49.0	582,899	8,941	573,958	
短大卒	14	50.9	520,570	95	520,475	
高校卒	41	52.5	606,448	3,980	602,468	
中学卒	*	*	*	*	*	
技術課長	122	50.6	590,436	2,520	587,916	同上
大学卒	89	50.6	597,054	2,969	594,085	
短大卒	8	46.8	607,471	0	607,471	
高校卒	24	51.1	559,123	966	558,157	
中学卒	*	*	*	*	*	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	141	47.0	520,098	21,323	498,775	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長一係長間） 同 上 係の長及び係長級専門職 同 上 係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長一係員間） 同 上
	大 学 卒	125	46.6	513,585	18,854	494,731	
	短 大 卒	7	50.6	538,931	28,569	510,362	
	高 校 卒	9	50.7	597,690	50,676	547,014	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	96	49.9	561,743	4,612	557,131	
	大 学 卒	89	49.8	559,990	2,538	557,452	
	短 大 卒	3	52.8	587,400	0	587,400	
	高 校 卒	3	48.7	571,868	76,699	495,169	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務係長	258	43.9	472,404	75,083	397,321	
	大 学 卒	179	42.7	478,462	77,924	400,538	
	短 大 卒	27	49.4	445,568	65,878	379,690	
	高 校 卒	52	47.2	456,905	65,891	391,014	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	281	45.5	564,672	128,955	435,717	
	大 学 卒	164	44.7	566,567	134,604	431,963	
	短 大 卒	19	49.4	504,568	88,045	416,523	
	高 校 卒	94	49.2	575,106	110,054	465,052	
	中 学 卒	4	52.8	618,269	86,268	532,001	
	事務主任	148	41.3	391,244	48,834	342,410	
	大 学 卒	83	38.6	368,056	37,240	330,816	
	短 大 卒	20	46.8	374,024	16,574	357,450	
	高 校 卒	44	42.9	434,989	80,512	354,477	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術主任	155	45.0	449,577	60,243	389,334	
	大 学 卒	57	39.8	423,098	57,882	365,216	
	短 大 卒	10	44.1	423,367	63,658	359,709	
高 校 卒	77	47.2	456,649	55,111	401,538		
中 学 卒	11	52.2	572,064	140,798	431,266		
事務係員	792	37.5	302,441	30,683	271,758		
大 学 卒	423	34.0	301,560	32,828	268,732		
短 大 卒	114	47.3	323,927	28,043	295,884		
高 校 卒	252	39.4	290,358	26,926	263,432		
中 学 卒	3	45.6	258,561	53,603	204,958		
技術係員	707	32.6	343,517	57,017	286,500		
大 学 卒	353	31.9	365,606	69,689	295,917		
短 大 卒	89	34.2	325,156	46,529	278,627		
高 校 卒	260	33.2	299,657	31,871	267,786		
中 学 卒	5	44.7	375,786	73,431	302,355		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
工 場 長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	*	*	*	*	*	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務部長	16	54.3	516,980	2,033	514,947	2課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	6	49.5	510,822	5,258	505,564	
短 大 卒	3	59.9	537,543	0	537,543	
高 校 卒	6	55.6	509,726	0	509,726	
中 学 卒	*	*	*	*	*	
技術部長	16	52.9	595,623	294	595,329	同 上
大 学 卒	9	52.9	607,597	348	607,249	
短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒	6	52.4	585,000	267	584,733	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	11	47.5	442,285	3,219	439,066	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職、中間職(部長一課長間)
大 学 卒	6	44.9	439,867	5,715	434,152	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	4	52.3	453,503	0	453,503	
中 学 卒	*	*	*	*	*	
技術部次長	11	49.0	537,581	17	537,564	同 上
大 学 卒	4	49.0	483,423	47	483,376	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	7	49.1	568,529	0	568,529	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務課長	54	50.7	467,526	2,849	464,677	2係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
大 学 卒	30	49.6	468,486	3,675	464,811	
短 大 卒	7	51.0	453,602	5,439	448,163	
高 校 卒	17	52.7	471,815	234	471,581	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術課長	53	49.4	501,695	49,618	452,077	同 上
大 学 卒	22	47.8	509,040	37,115	471,925	
短 大 卒	11	49.8	523,704	63,683	460,021	
高 校 卒	20	51.2	480,967	56,716	424,251	
中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実 人 員	平均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 種 職	事務課長代理	21	46.2	409,093	41,111	367,982	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長一係長間） 同 上 係の長及び係長級専門職 同 上 係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長一係員間） 同 上
	大 学 卒	14	47.3	406,916	42,492	364,424	
	短 大 卒	4	45.3	406,041	49,175	356,866	
	高 校 卒	3	42.5	423,320	23,914	399,406	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	10	45.5	474,784	95,828	378,956	
	大 学 卒	2	46.0	523,065	76,890	446,175	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	8	45.4	462,713	100,563	362,150	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	86	47.3	357,573	35,728	321,845	
	大 学 卒	48	45.9	367,938	39,423	328,515	
	短 大 卒	20	47.6	332,711	25,676	307,035	
	高 校 卒	17	50.7	351,220	31,888	319,332	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術係長	51	45.8	396,012	60,147	335,865	
	大 学 卒	25	47.0	404,297	56,897	347,400	
	短 大 卒	4	47.9	409,820	74,608	335,212	
	高 校 卒	21	43.9	386,006	62,927	323,079	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務主任	68	41.9	319,135	29,288	289,847	
	大 学 卒	42	41.2	324,417	28,826	295,591	
	短 大 卒	5	48.2	294,851	13,425	281,426	
	高 校 卒	21	41.8	313,908	34,951	278,957	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	38	42.5	357,455	42,198	315,257	
	大 学 卒	17	43.7	374,656	43,046	331,610	
	短 大 卒	4	45.3	382,507	44,445	338,062	
	高 校 卒	17	40.5	333,721	40,790	292,931	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務係員	294	38.9	276,282	23,148	253,134		
大 学 卒	139	37.0	284,054	25,487	258,567		
短 大 卒	54	44.5	272,343	17,841	254,502		
高 校 卒	100	38.8	267,864	22,717	245,147		
中 学 卒	*	*	*	*	*		
技術係員	258	36.4	380,007	83,766	296,241		
大 学 卒	126	36.1	384,683	79,732	304,951		
短 大 卒	36	39.7	370,901	76,559	294,342		
高 校 卒	93	35.2	380,760	93,906	286,854		
中 学 卒	3	49.0	277,153	10,773	266,380		

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務部長	6	48.2	565,813	8,333	557,480	2課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	3	48.5	576,487	0	576,487	
短 大 卒	2	48.0	562,470	0	562,470	
高 校 卒	*	*	*	*	*	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術部長	8	52.8	527,946	0	527,946	同 上
大 学 卒	5	50.7	541,110	0	541,110	
短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒	2	55.0	486,560	0	486,560	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	*	*	*	*	*	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職、中間職(部長一課長間)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	*	*	*	*	*	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術部次長	-	-	-	-	-	同 上
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務課長	17	47.1	479,385	13,870	465,515	2係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
大 学 卒	9	45.5	438,476	26,157	412,319	
短 大 卒	4	48.8	517,200	0	517,200	
高 校 卒	4	49.0	533,618	93	533,525	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術課長	13	47.2	427,825	25,439	402,386	同 上
大 学 卒	4	45.3	429,391	13,750	415,641	
短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒	8	48.3	425,976	34,464	391,512	
中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実 人 員	平均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事務課長代理	-	-	-	-	-	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長一係長間）	
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	-	-	-	-	-		同 上
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
事務係長	23	42.4	391,185	48,923	342,262		係の長及び係長級専門職
大学卒	11	42.9	398,818	46,480	352,338		
短大卒	3	42.2	359,627	27,227	332,400		
高校卒	9	41.9	392,376	59,140	333,236		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係長	11	45.5	428,674	80,634	348,040	同 上	
大学卒	2	44.5	445,703	81,818	363,885		
短大卒	2	51.0	469,689	90,879	378,810		
高校卒	7	44.2	412,090	77,369	334,721		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務主任	18	40.9	292,865	33,226	259,639	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長一係員間）	
大学卒	8	35.8	280,098	36,751	243,347		
短大卒	5	48.3	319,088	31,540	287,548		
高校卒	5	41.9	287,068	29,273	257,795		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	5	34.7	340,223	45,621	294,602	同 上	
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	3	34.8	355,545	55,622	299,923		
高校卒	2	34.5	317,241	30,621	286,620		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	129	35.0	260,664	12,505	248,159		
大学卒	45	32.7	269,597	15,039	254,558		
短大卒	35	37.8	268,310	9,170	259,140		
高校卒	49	35.2	245,303	12,623	232,680		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	46	42.5	332,173	47,771	284,402		
大学卒	18	43.1	344,897	44,634	300,263		
短大卒	12	40.7	332,756	59,932	272,824		
高校卒	16	43.2	317,422	42,179	275,243		
中学卒	-	-	-	-	-		

その2 公民給与比較の対象外職種

企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を 除く。 業務委託契約等に基づき、他の 事業所において業務に従事して いる者を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	2	58.2	411,174	79,306		331,868
	守衛	*	*	*	*		*
	用務員	-	-	-	-		-
研究 関係 職種	研究所長	*	*	*	*	構成員50人以上の所の長（取締役 兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以 上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究 所長の職名を有する者、上記研 究部（課）長及び研究室（係） 長を除く。）	
	研究部（課）長	6	50.8	588,389	37,487		550,902
	研究室（係）長	10	44.2	509,664	74,916		434,748
	主任研究員	14	47.6	501,525	66,758		434,767
	研究員	13	32.1	340,033	23,535		316,498
	研究補助員	-	-	-	-		-
医 療 関 係 職 種	病院長	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上	
	副院長	-	-	-	-	上記院長に事故等のあるときの職 務代行者	
	医科長	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師1人以上	
	医師	9	40.9	932,795	137,925	794,870	
	歯科医師	*	*	*	*	*	
	薬局長	*	*	*	*	*	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	6	47.3	382,830	48,162	334,668	
	診療放射線技師	6	50.0	375,238	28,445	346,793	
	臨床検査技師	3	46.2	377,957	6,124	371,833	
	栄養士	*	*	*	*	*	
	理学療法士	34	33.0	320,470	24,277	296,193	
	作業療法士	29	32.0	316,136	31,486	284,650	
	総看護師長	*	*	*	*	*	部下に看護師長5人以上
	看護師長	14	47.4	442,788	84,952	357,836	部下に看護師又は准看護師5人以 上
看護師	41	36.2	325,258	37,841	287,417		
准看護師	9	50.8	349,450	25,944	323,506		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
教育 関係 職種	大学学長・副学長・学部長	8 人	62.8 歳	730,278 円	0 円	730,278 円	
	大学教授	35	56.8	595,495	0	595,495	
	大学准教授	31	51.0	507,789	0	507,789	
	大学講師	15	48.5	439,561	0	439,561	
	大学助教	17	45.6	440,469	0	440,469	
	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	-	-	-	-	-	
	高等学校教諭	-	-	-	-	-	

第13表 民間事業所における初任給の改定状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

学歴・企業規模		新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増 額	据置き	減 額	
大学卒	規模計	% 56.0	% (58.5)	% (41.5)	% (0.0)	% 44.0
	500人以上	83.5	(59.0)	(41.0)	(0.0)	16.5
	100人以上 500人未満	40.1	(55.9)	(44.1)	(0.0)	59.9
	50人以上 100人未満	18.8	(66.7)	(33.3)	(0.0)	81.2
高校卒	規模計	48.4	(62.1)	(37.9)	(0.0)	51.6
	500人以上	71.1	(61.3)	(38.7)	(0.0)	28.9
	100人以上 500人未満	32.5	(60.3)	(39.7)	(0.0)	67.5
	50人以上 100人未満	25.0	(75.0)	(25.0)	(0.0)	75.0

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間事業所における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

項目 企業規模	係員		課長級		部長級(非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	% 54.8	% 45.2	% 47.6	% 52.4	% 47.6	% 52.4
500人以上	59.4	40.6	47.9	52.1	45.3	54.7
100人以上 500人未満	54.3	45.7	51.5	48.5	54.2	45.8
50人以上 100人未満	42.6	57.4	35.0	65.0	35.0	65.0

第15表 民間事業所における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

支給の有無	事業所割合
家族手当制度がある	83.6%
配偶者に家族手当を支給する	(78.7%)
配偶者に家族手当を支給しない	(21.3%)
家族手当制度がない	16.4%

(注) () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給額

(令和5年職種別民間給与実態調査)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	8,399円
配偶者と子1人	16,307円
配偶者と子2人	24,194円

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。
備考 市職員の場合、扶養手当の現行支給額は、子については1人につき10,000円、配偶者、父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員については3,500円、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員については支給しない。)である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第16表 民間事業所における在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当		在宅勤務を 実施していない
	を支給する	を支給しない	
43.9 %	(20.1) %	(79.9) %	56.1 %

(注) () 内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

第17表 民間事業所における定年制の状況

(令和5年職種別民間給与実態調査)

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0 %	79.4 %	20.6 %	0.0 %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第 18 表 公民比較における比較対象従業員

職 種	要 件
支店長、工場長	・ 構成員 50 人以上の支店（社）又は工場の長
事務・技術部長	・ 構成員 20 人又は 2 課以上の部相当の組織の長 ・ 職責が上記に相当する部長又は部長級専門職
事務・技術部次長	・ 部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職責が上記に相当する部次長又は部次長級専門職 ・ 部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級から職責が、部長と課長の上に位置付けられる者
事務・技術課長	・ 構成員 10 人又は 2 係以上の課相当の組織の長 ・ 職責が上記に相当する課長又は課長級専門職
事務・技術課長代理	・ 課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 直属の部下に係長又は部下 4 人以上を有する課長代理 ・ 職責が上記職務代行者又は課長代理に相当する課長代理又は課長代理級専門職 ・ 課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級から職責が、課長と係長の上に位置付けられる者
事務・技術係長	・ 係相当の組織の長又は係長級専門職
事務・技術主任	・ 係長のいる事業所において主任の職名を有する者 ・ 係長のいない事業所において主任の職名を有する者のうち部下を有する者 ・ 係長のいない事業所において職責が上記に相当する主任の職名を有する者 ・ 係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級から職責が、係長と係員の上に位置付けられる者
事務・技術係員	・ 上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員又は技術者

3 公民比較関係資料

ラスパイレス方式による比較とは

公民の月例給の水準を比較する方法は、本年4月分の本市の事務職員及び技術職員の月例給の水準（平均額）と市内民間事業所の従業員の事務・技術関係職種の月例給の水準（平均額）を下記のとおり算出し、その両者の水準（平均額）を比較することとしている。

本市の事務職員及び技術職員の月例給の水準（平均額）については、「浜松市職員給与等実態調査」の結果から、ラスパイレス方式による比較対象となる本市の事務職員及び技術職員（以下「ラスパイレス比較対象職員」という。）の役職段階、学歴、年齢階層別（以下「階層別」という。）の本年4月分平均給与額をそれぞれ算出し、それぞれの「階層別の平均給与額」に対応した「階層別の本市職員数」を乗じ、それらを合計することにより得られた給与総額を、「ラスパイレス比較対象職員」の総数で除することにより算出している。

また、市内民間事業所の従業員の事務・技術関係職種の月例給の水準（平均額）については、「職種別民間給与実態調査」の結果から、ラスパイレス方式による比較対象となる市内民間事業所の従業員の事務・技術関係職種の階層別の本年4月分平均給与額をそれぞれ算出し、それぞれの「階層別の平均給与額」に対応した「階層別の本市職員数」を乗じ、それらを合計することにより得られた給与総額を、「ラスパイレス比較対象職員」の総数で除することにより算出している。

なお、新規学卒者については別途調査を行っているため、月例給の水準を比較する対象から除外している。

＜算定例＞

- ① 市職員・民間事業所従業員ともに役職段階、学歴、年齢階層別の平均給与額を算出

市職員		民間事業所従業員	
大学卒 A歳階層		大学卒 A歳階層	
298,000円		307,000円	
282,000円		297,000円	
278,000円		295,000円	
278,000円		281,000円	
3人:平均286,000円		4人:平均295,000円	
大学卒 B歳階層		大学卒 B歳階層	
329,000円		331,000円	
320,000円		321,000円	
291,000円		306,000円	
290,000円		293,000円	
280,000円		289,000円	
280,000円		278,000円	
5人:平均302,000円		6人:平均303,000円	

- ② ①のそれぞれの平均給与額に市職員数を乗じた総額を算出

市職員		民間事業所従業員	
大学卒 A歳階層		大学卒 A歳階層	
286,000円×3人		295,000円×3人	
=858,000円		=885,000円	
+		+	
大学卒 B歳階層		大学卒 B歳階層	
302,000円×5人		303,000円×5人	
=1,510,000円		=1,515,000円	

- ③ ②のそれぞれを合計し、その水準(平均額)を比較

市職員	民間事業所従業員
合計:2,368,000円	合計:2,400,000円
8人平均: 296,000円	8人平均: 300,000円

公民給与の比較における役職段階の対応関係

公民給与について、月例給をラスパイレス方式により比較する場合の役職段階の対応関係は、次に示すとおりであり、人事院の対応関係と同様である。

本市職員 行政職給料表	民間事業所従業員		
	企業規模 500人以上の 事業所	企業規模 100人以上 500人 未満の事業所	企業規模 50人以上 100人 未満の事業所
9級	支店長、工場長 部長、部次長		
8級	課長	支店長、工場長 部長、部次長	
7級			支店長、工場長 部長、部次長
6級	課長代理	課長	
5級			課長
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

4 勞働經濟關係資料

4 労働経済関係資料

第19表 労働経済指標

項 目			年 月						
			令和4年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月		
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまって支給する 給 与 (調査産業計)	静岡県	金 額 (円) 前年同月比 (%)	287,360 1.4	281,767 1.6	284,051 1.4	285,163 0.9	280,159 0.5	
		全国	金 額 (円) 前年同月比 (%)	307,905 2.5	301,194 2.2	304,007 2.3	303,699 2.0	301,851 2.3	
	うち 所定内給与	静岡県	金 額 (円) 前年同月比 (%)	261,898 1.5	258,520 1.4	260,909 1.4	260,309 0.9	256,159 0.2	
		全国	金 額 (円) 前年同月比 (%)	281,865 2.2	277,201 1.9	280,002 2.1	279,066 1.9	277,677 2.2	
	総実労働時間数 (調査産業計)	静岡県 (時間)		152.5	138.2	150.6	150.0	136.9	
		全 国 (時間)		149.0	137.6	149.6	147.0	139.1	
		うち所定外 労働時間数	静岡県 (時間)	12.5	11.6	11.6	11.9	11.4	
			全 国 (時間)	12.9	11.7	12.1	12.1	11.3	
	生計費(総務省家計調査)	消費支出 二人以上の世帯	浜松市	金 額 (円) 前年同月比 (%)	294,720 14.5	393,743 40.3	281,127 9.1	315,570 △ 0.4	287,825 △ 11.6
			全国	金 額 (円) 前年同月比 (%)	304,510 1.2	287,687 2.4	276,885 6.4	285,313 6.6	289,974 8.8
消費者物価 指 数 (総務省)			浜松市 前年同月比 (%)	2.6	2.5	2.6	3.0	3.5	
全 国 前年同月比 (%)			2.5	2.5	2.4	2.6	3.0		
物 価	国内企業物価指数 (日本銀行)		前年同月比 (%)	9.9	9.4	9.6	9.5	9.8	
	常用雇用指数 (調査産業計・厚生労働省)	前年同月比 (%)	△ 1.1	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.5		
雇 用 ・ そ の 他	有効求人倍率 (倍) (季節調整値・厚生労働省)			1.24	1.25	1.27	1.28	1.31	
	完全失業率 (%) (季節調整値・総務省)			2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	

- (注) 1 「賃金・労働時間」及び「常用雇用指数」は、事業所規模30人以上の数値である。
2 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」については、令和2年平均を100とした指数を基礎としている。
3 表中の数値は、令和5年9月15日時点のものである。

9 月	10 月	11 月	12 月	令和 5 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
282,283	285,860	285,855	286,648	283,694	283,020	283,074	289,149	283,462
2.4	2.1	1.5	1.1	0.9	0.9	△0.1	0.6	0.6
304,032	305,314	305,698	305,890	303,874	303,526	306,819	310,867	307,674
2.6	2.3	2.6	2.5	1.7	1.4	1.0	1.0	2.1
256,629	258,456	259,640	259,852	257,717	257,046	257,295	262,795	259,293
1.1	0.7	0.7	0.2	0.2	0.3	△ 0.5	0.3	0.3
279,695	279,874	280,041	280,051	279,485	279,057	281,620	285,120	283,500
2.2	1.8	2.2	2.3	1.7	1.5	1.0	1.2	2.2
145.8	147.7	149.4	147.9	137.1	143.9	146.0	152.4	140.8
144.0	144.5	146.0	144.2	135.7	139.7	145.8	148.3	140.9
12.3	12.7	12.7	13.0	12.3	12.5	12.5	12.8	11.9
12.2	12.6	12.6	12.6	11.8	12.0	12.5	12.6	11.7
286,275	377,909	314,679	292,091	264,540	236,260	294,695	295,753	278,676
△ 11.0	23.4	7.5	△ 24.9	△ 16.4	△ 5.8	△ 8.5	0.4	△ 29.2
280,999	298,006	285,947	328,114	301,646	272,214	312,758	303,076	286,443
5.9	5.7	3.2	3.4	4.8	5.6	1.8	△ 0.5	△ 0.4
3.6	4.0	4.0	4.4	4.7	3.8	3.5	3.8	3.5
3.0	3.7	3.8	4.0	4.3	3.3	3.2	3.5	3.2
10.4	9.7	10.0	10.6	9.5	8.3	7.4	5.8	5.1
△ 0.4	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.3	0.6	0.6	0.6	0.7	0.8
1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32	1.31
2.6	2.6	2.5	2.5	2.4	2.6	2.8	2.6	2.6

職員の給与等に関する報告及び勧告
令和5年9月発行

浜松市人事委員会

〒430-0929

浜松市中区中央一丁目12番7号

TEL 053-457-2202 FAX 053-457-2089

E-mail: jinji-iinkai@city.hamamatsu.shizuoka.jp



家康公ゆかりの地